
令和2年度 第3回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 令和2年9月14日（月）13:30～16:30

場 所 エスポワールいわて 3階 特別ホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

加藤専門委員長

3 議 事

（1）大規模公共事業の再評価について<継続審議>

- ・地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大ケ生徳田線 徳田橋
（盛岡市、矢巾町）
- ・木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）
- ・北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）

（2）大規模施設整備事業の事前評価について<諮問審議>

- ・岩手県立釜石祥雲支援学校新築等事業（釜石市）

（3）大規模公共事業の事後評価について<報告>

- ・経営体育成基盤整備事業 一関第1地区（一関市、平泉町）
- ・地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）和井内道路（宮古市）

（4）公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

4 閉 会

岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
加藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	専門委員長
狩野 徹	岩手県立大学社会福祉学部 副学長	都市計画 建築計画	副専門委員長 (欠席)
小井田 伸雄	岩手県立大学総合政策学部 教授	経済学	
島田 直明	岩手県立大学総合政策学部 准教授	植生学 環境生態学	
竹内 貴弘	八戸工業大学大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	
松山 梨香子	一般財団法人岩手県建築住宅センター 一級建築士	建築	
八重樫 健太郎	北光監査法人 公認会計士	企業会計	
山本 英和	岩手大学理工学部 准教授	地震工学	

(敬称略)

令和2年度第3回大規模事業評価専門委員会
配付資料一覧

- 資料 No. 1 令和2年度大規模事業評価地区 位置図

 - 資料 No. 2 令和2年度大規模事業再評価 継続審議資料
 - ・第1回・第2回専門委員会における審議概要
 - ・木賊川広域河川改修事業 補足説明資料

 - 資料 No. 3 大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

 - 資料 No. 4 答申書（案）

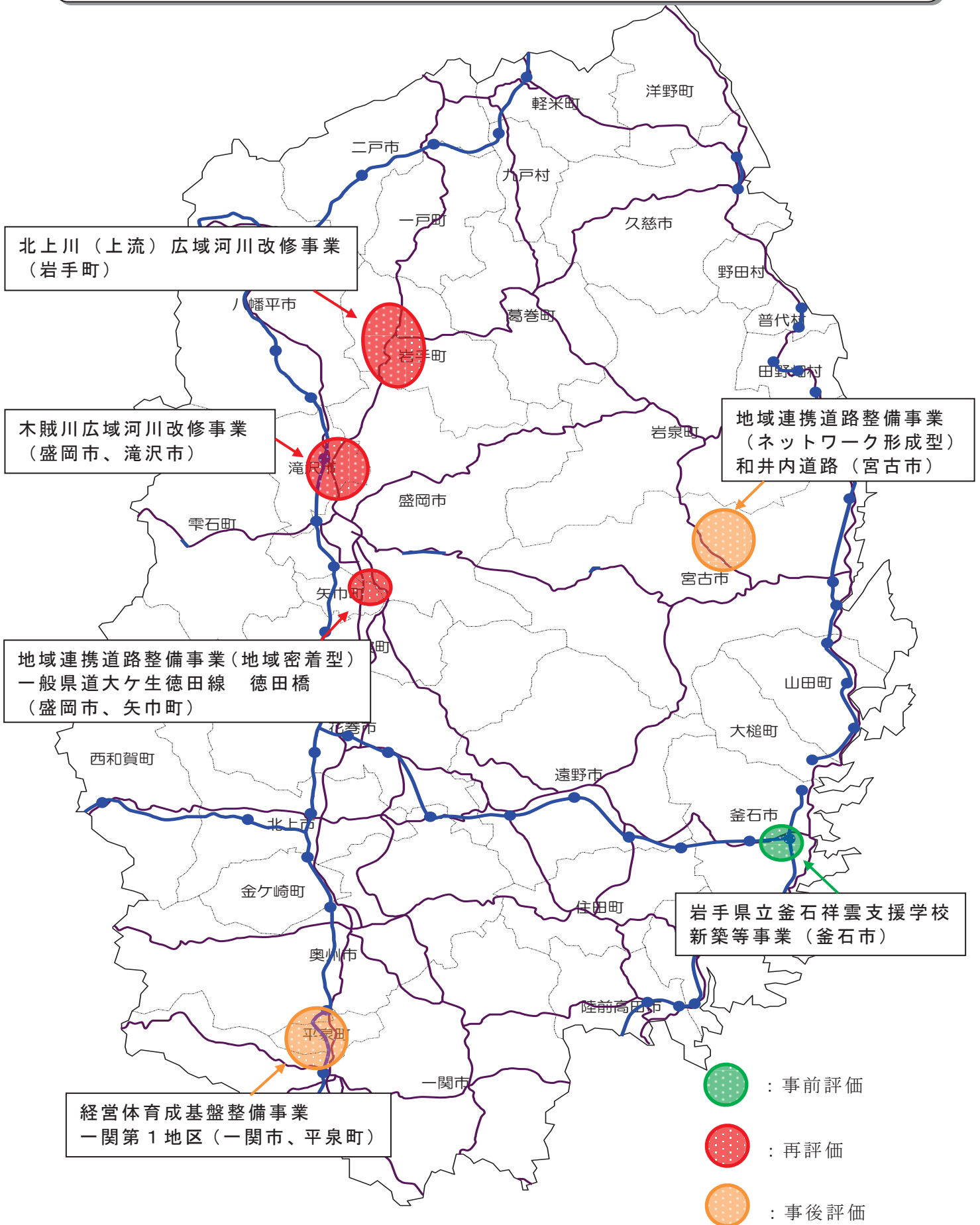
 - 資料 No. 5 令和2年度大規模事業評価諮問書（写）

 - 資料 No. 6 令和2年度大規模事業事前評価関係資料
 - ・岩手県立釜石祥雲支援学校新築等事業

 - 資料 No. 7 令和2年度大規模事業事後評価関係資料
 - ・経営体育成基盤整備事業 一関第1地区
 - ・地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型） 和井内道路

 - 資料 No. 8 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について
-
- 参考資料 審議結果報告（案）

令和2年度大規模事業評価地区 位置図



令和 2 年度大規模事業再評価 継続審議資料

資料	頁
第 1 回・第 2 回専門委員会における審議概要	4～5
木賊川広域河川改修事業 補足説明資料	6～7

第1回・第2回専門委員会における審議概要

➤ 審議対象（再評価3件）

- ・ 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大ケ生徳田線 徳田橋（盛岡市、矢巾町）
- ・ 木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）
- ・ 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）

➤ 審議状況

諮問審議 令和2年7月22日 第1回大規模事業評価専門委員会

現地調査 令和2年8月20日 第2回大規模事業評価専門委員会

➤ 主な質疑等の概要及び審議論点

（1）地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大ケ生徳田線 徳田橋（盛岡市、矢巾町）

第1回委員会質疑等の概要	
専門委員からの主な質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 岩手医科大学附属病院は、本事業の事前評価時から現在の位置へ移転することが決まっていたのか。	（道路建設課） 詳細な場所は決まっていなかった。 ⇒ 訂正事項あり
② 岩手医科大学附属病院が現在の位置に移転したことによる、便益への影響はあるか。	（道路建設課） 救急搬送ルートとしての位置付けが大きくなり、救急救命率向上便益が純増している。

（2）木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）

第1回委員会の質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① これまでの計画変更の経過を整理して示してほしい。	（河川課） 第2回以降の委員会で説明する。 ⇒ 第2回専門委員会において、補足資料を用いて説明。
② 遊水地や築堤の規模の妥当性について、詳細な図面により説明してほしい。	（河川課） 第2回以降の委員会で説明する。 ⇒ 今回説明

第2回委員会質疑等の概要		
専門委員からの主な質疑等		事業担当課等の対応（回答）
①	遊水地がどのように洪水を調整するのがわかりにくい。また、上流部はどこまでが本計画に含まれるか、明確に示してほしい。	(河川課) 第3回専門委員会で説明する。 ⇒ 今回説明
②	木賊川周辺の洪水対策は、本事業以外にもあるのか。	(河川課) ハード面の対策は本事業が担っている。ソフト面の対策としては、ハザードマップの作成等に取り組んでまいりたい。

(3) 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）

第1回委員会の質疑等の概要		
専門委員からの質疑等		事業担当課等の対応（回答）
①	治水安全度 20 分の 1 という整備目標はどのようにして決めたのか。	(河川課) 本事業を立案する元となった、平成 22 年の洪水被害の規模を基準としたもの。
②	遊水地の詳細な図面を用意してほしい。	(河川課) 第2回以降の委員会で説明する。 ⇒ 第2回専門委員会において、補足資料を用いて説明。

第2回委員会質疑等の概要		
専門委員からの主な質疑等		事業担当課等の対応（回答）
①	掘り出した土砂はどこへ運ぶのか。	近接する山の方に十分なスペースがあり、そこへ移動する。
②	上流部には堤防をつくるのか。	掘込河道とし、川幅も広げる。

大規模事業再評価の概要

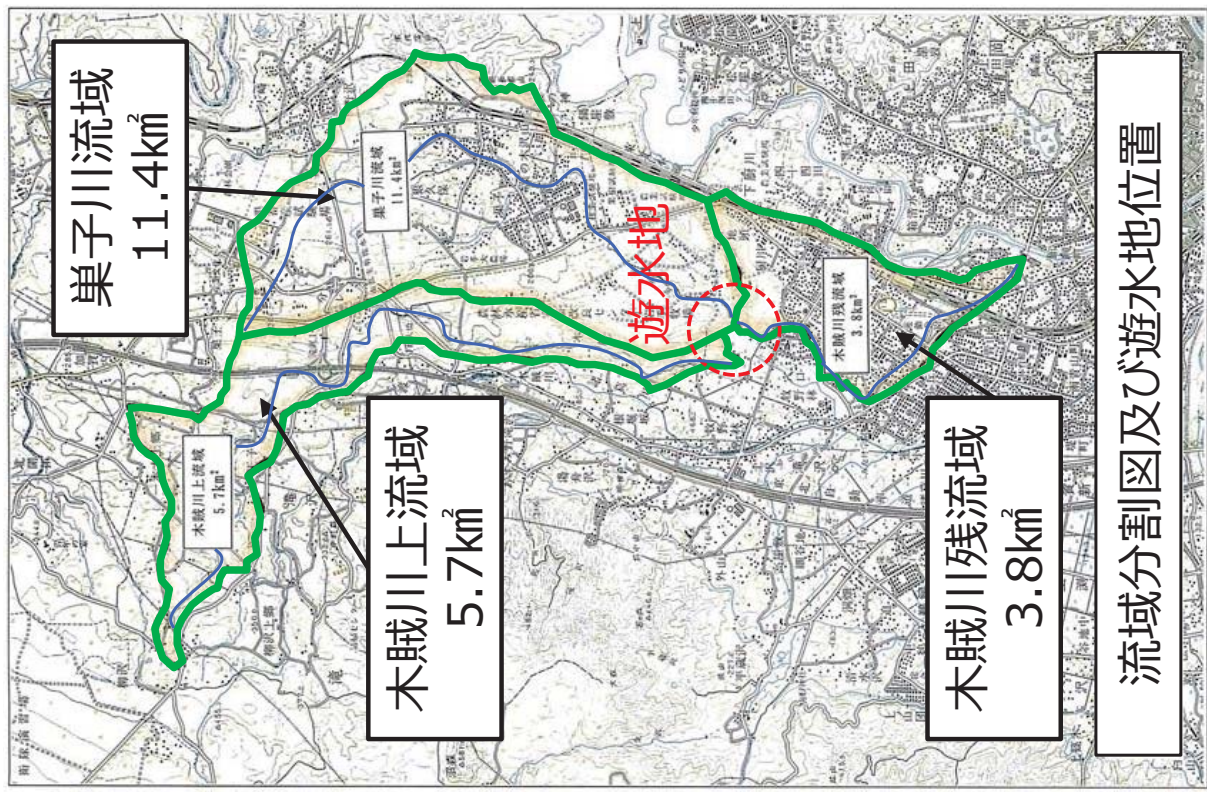
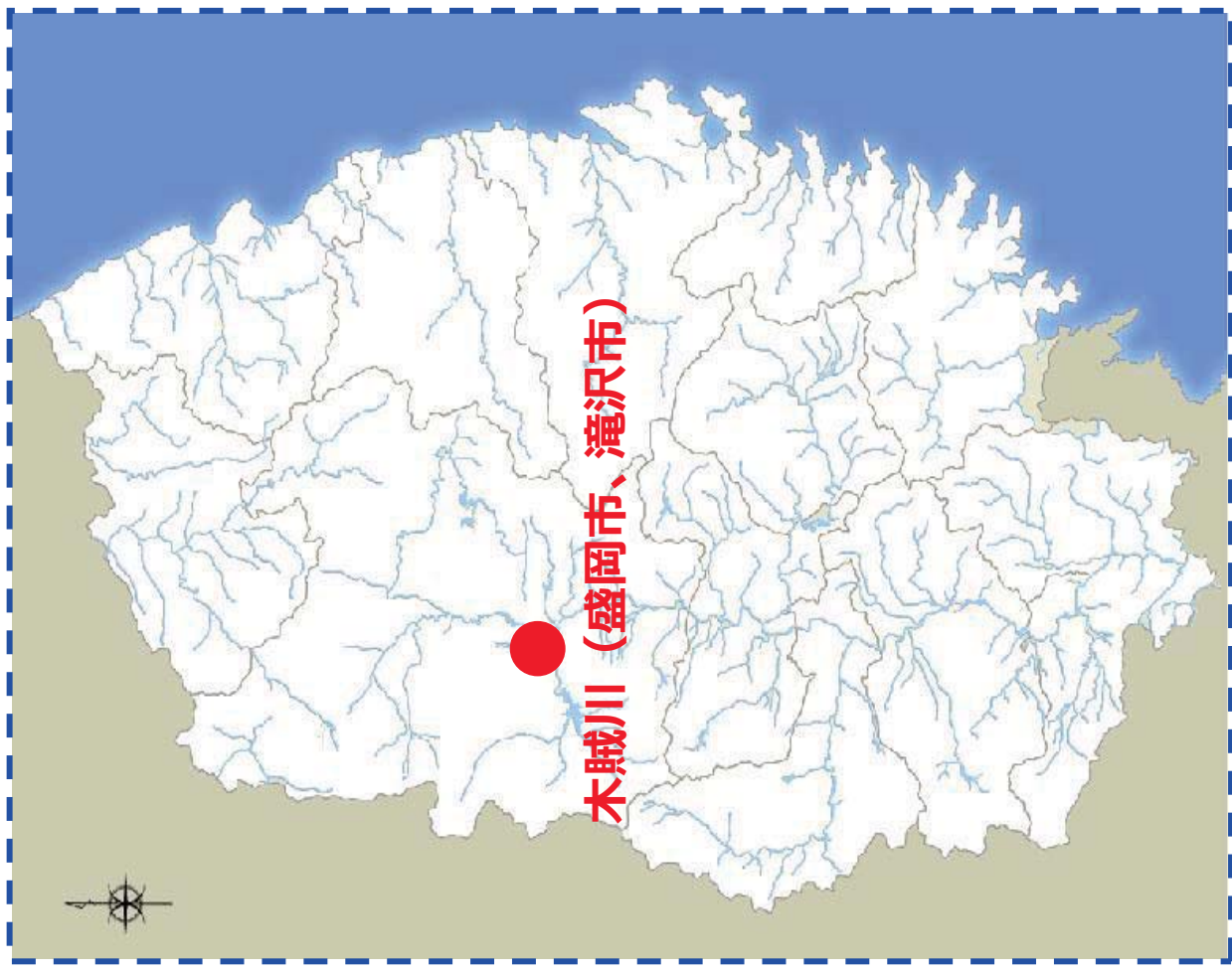
木賊川大規模特定河川事業

第3回委員会資料

令和2年9月14日

岩手県県土整備部河川課

対象事業位置



計画規模： 岩手県治水安全度設定フロー（案）に基づき設定

木賊川における計画規模（治水安全度）決定フロー



木賊川流域面積及び
確率規模別の浸水区域内資産

	1/30	1/50	1/100
流域面積	20.9km ²		
想定氾濫 区域内資産	609 億円	619 億円	636 億円
想定氾濫 区域内人口	3,860 人	3,930 人	4,060 人
想定氾濫 区域内被害額	187 億円	207 億円	243 億円

岩手県治水安全度設定指標

	1/30	1/50	1/70	1/100
確率年 (治水 安全度)				
流域面積 (km ²)	50 未満	50~80	80~ 100	100 以上
総資産 (億円)	0~200	200~ 800	800~ 1200	1200~
人口(人)	0~ 2,000	2,000~ 6,000	6,000~ 8,000	8,000~
被害額 (億円)	0~50	50~300	300~ 1000	1000~

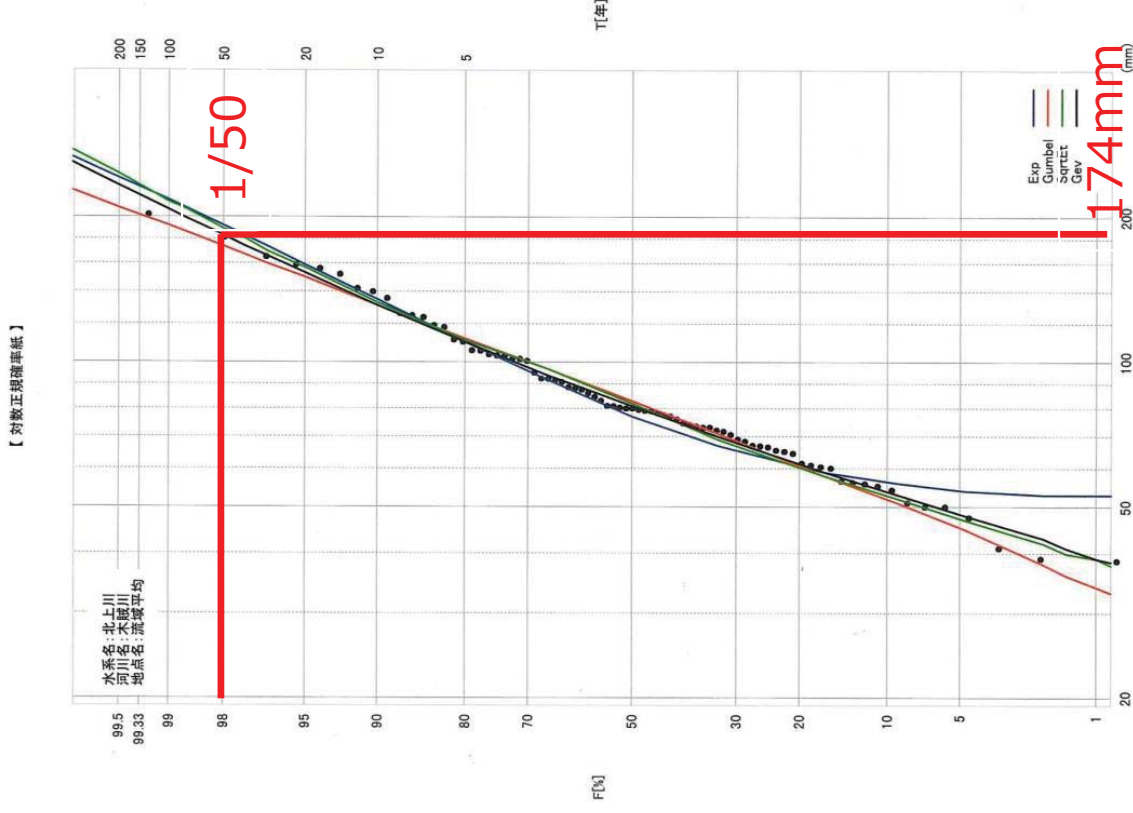
治水安全度
T=1/50

確率雨量の算定 (1/50降雨量とは?)

大正13年から平成14年までの79年間における年最大降雨量の実績を整理し、確率統計分析から1/50確率規模の雨量を設定 ⇒ 50年確率24時間確率雨量 174.0mm

24時間雨量 (盛岡観測所)

西暦	元号	生起日	24時間雨量 (mm)	西暦	元号	生起日	24時間雨量 (mm)
1924	T. 13	9/8-9	56.1	1964	S. 39	8/24-25	54.2
1925	T. 14	7/7-8	60.1	1965	S. 40	7/27-28	92.3
1926	T. 15	7/3-4	72.0	1966	S. 41	9/24-25	81.0
1927	S. 2	8/27-28	103.6	1967	S. 42	4/19-20	79.1
1928	S. 3	10/7-8	55.8	1968	S. 43	8/20-21	87.5
1929	S. 4	8/21-22	38.6	1969	S. 44	7/28-29	73.0
1930	S. 5	7/5-6	73.4	1970	S. 45	8/1	101.5
1931	S. 6	8/10-11	165.0	1971	S. 46	9/10-11	86.0
1932	S. 7	8/4-5	100.4	1972	S. 47	8/18-19	67.0
1933	S. 8	8/24-25	124.8	1973	S. 48	8/1-2	66.5
1934	S. 9	5/13-14	78.2	1974	S. 49	7/30-31	77.0
1935	S. 10	8/23-24	71.6	1975	S. 50	8/5-6	77.5
1936	S. 11	11/2-3	80.9	1976	S. 51	11/13-14	51.0
1937	S. 12	9/11-12	80.0	1977	S. 52	8/16-17	79.0
1938	S. 13	8/15-16	202.0	1978	S. 53	8/14-15	60.5
1939	S. 14	9/16-17	123.7	1979	S. 54	8/4-5	126.0
1940	S. 15	9/4-5	111.1	1980	S. 55	6/16-17	103.0
1941	S. 16	6/5-6	68.3	1981	S. 56	8/22-23	88.5
1942	S. 17	4/20-21	61.0	1982	S. 57	8/30-31	159.0
1943	S. 18	10-2-3	88.0	1983	S. 58	9/11-12	64.5
1944	S. 19	8/18-19	105.6	1984	S. 59	9/1-2	73.0
1945	S. 20	9/8-9	135.5	1985	S. 60	6/30-7/1	79.5
1946	S. 21	11/27	39.0	1986	S. 61	8/4-5	118.0
1947	S. 22	9/14-15	142.1	1987	S. 62	8/16-17	156.0
1948	S. 23	9/16-17	151.8	1988	S. 63	8/29-30	119.0
1949	S. 24	6/21	50.0	1989	H. 1	9/5-6	95.0
1950	S. 25	1/30	50.0	1990	H. 2	9/11-12	103.0
1951	S. 26	7/17-18	66.8	1991	H. 3	7/9-10	74.5
1952	S. 27	8/24-25	65.1	1992	H. 4	5/7-8	47.5
1953	S. 28	8/13-14	92.2	1993	H. 5	7/28-29	65.5
1954	S. 29	9/18-19	90.8	1994	H. 6	9/29-30	56.5
1955	S. 30	8/30-31	101.4	1995	H. 7	8/25-26	110.0
1956	S. 31	7/22-23	80.0	1996	H. 8	7/23	41.0
1957	S. 32	9/6-7	91.5	1997	H. 9	9/2-3	61.5
1958	S. 33	9/17-18	139.9	1998	H. 10	8/29-30	84.5
1959	S. 34	9/26-27	105.4	1999	H. 11	5/4-5	69.0
1960	S. 35	7/14-15	55.2	2000	H. 12	5/3-4	76.0
1961	S. 36	6/26-27	70.5	2001	H. 13	7/31-8/1	83.0
1962	S. 37	8/26-27	74.0	2002	H. 14	7/10-7/11	181
1963	S. 38	8/12-13	80.3				



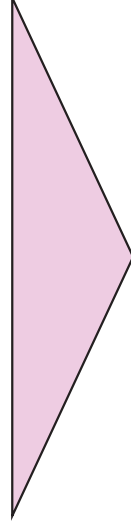
24時間雨量確率雨量図

検討対象洪水の選定（1/50降雨はどのように降るのか？）

24時間確率雨量（174.0mm）がどのような時系列で雨が降るかをモデル化するため、実際の降雨波形を24時間総雨量が174.0mmになるよう雨量を引き伸ばし、降雨モデルを作成

採用方法

I型引伸ばし	II型引伸ばし	III型引伸ばし
<p>計画継続時間内雨量を計画規模の確率雨量になるよう一定率で引伸ばす</p>	<p>洪水到達時間内の雨量のみを計画確率年に相当する雨量の値に引伸ばす</p>	<p>計画継続時間内雨量と洪水到達時間内雨量を計画確率年に相当する雨量の値に引伸ばす</p>

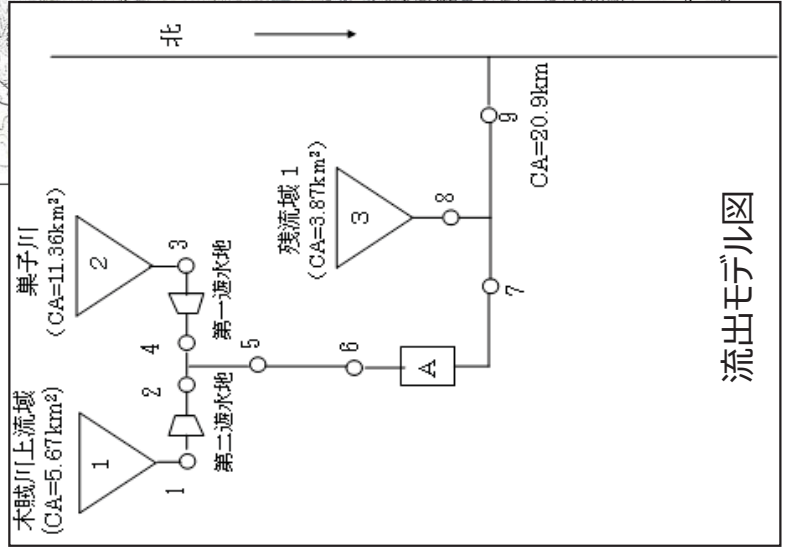
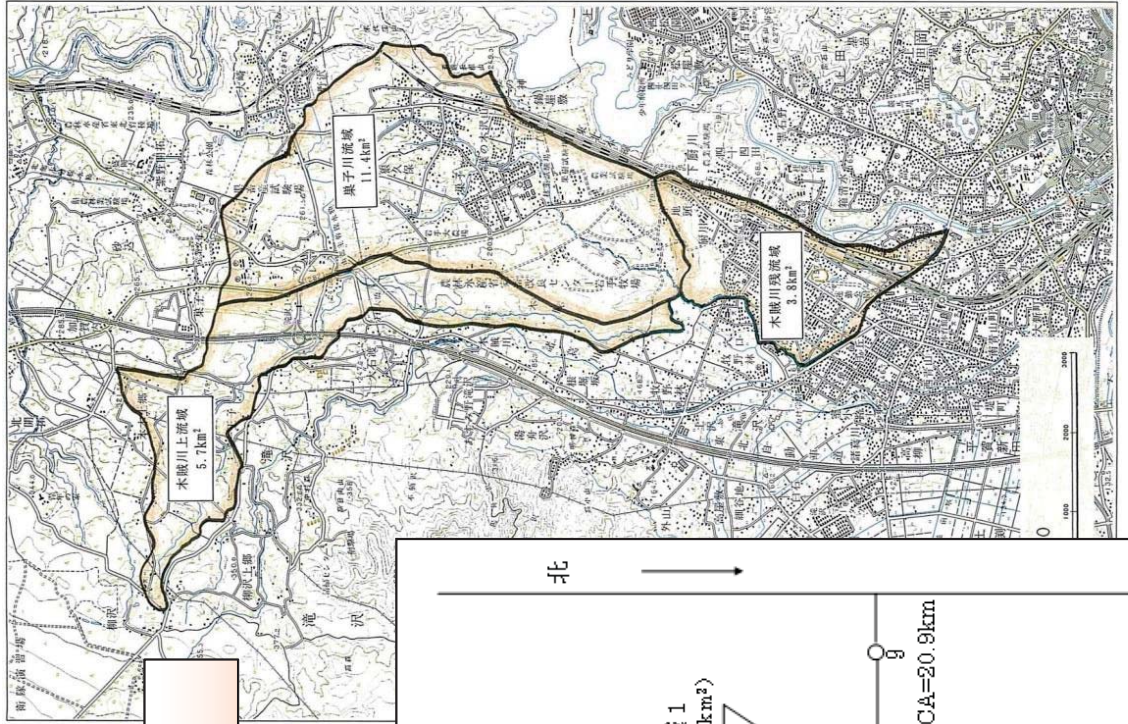


計画降雨の検討対象洪水は、盛岡気象台における時間雨量が観測開始されたT13年～H14年までの79年間の降雨から、2日雨量が100mm以上の降雨を抽出し、I型及びIII型で引き伸ばした結果、15降雨を選定

基本高水の設定 (1/50降雨から流量への変換)

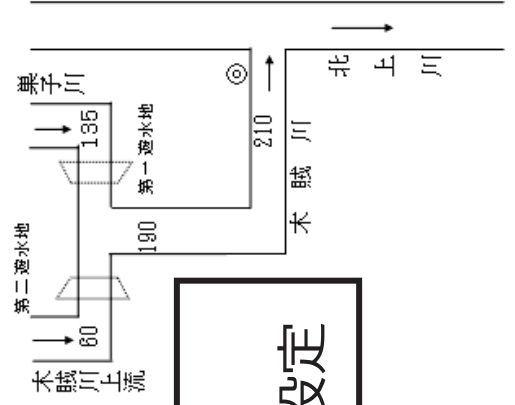
流域図を参考に流出モデル図を作成

選定した15モデルの流出計算を実施
(貯留関数法)



流出モデル図

代表降雨番号	降雨名	木賊川	菓子川	菓子川合流後	木賊川残流域	北上川合流点	備考
III-1	S6.8.9	37	88	125	33	138	
III-2	S8.8.24	32	81	110	37	136	
III-3	S14.9.16	35	82	117	46	137	
III-4	S19.7.18	28	61	89	33	110	
III-5	S34.9.25	55	124	179	44	199	
III-6	S63.8.29	38	87	125	34	145	
III-7	H2.9.11	28	67	94	31	117	
I-1	S2.8.27	47	122	169	62	199	
I-2	S6.8.9	35	83	118	32	131	
I-3	S8.8.24	32	70	100	40	130	
I-4	S14.9.16	37	86	123	49	145	
I-5	S19.7.18	32	71	103	40	128	
I-6	S34.9.25	58	131	188	47	203	
I-7	S63.8.29	38	87	125	34	145	
I-8	H2.9.11	26	63	89	31	111	
最大値		58	131	188	62	203	

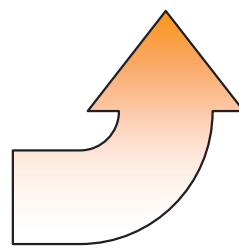


各地点最大値を
基本高水流量と設定

洪水防御方式の検討（計算された洪水をどのように防ぐか？）

流域の地形を考慮して洪水処理方法を検討し、概略の比較検討を行った上で、最適な治水案を決定⇒河川改修＋遊水地 案

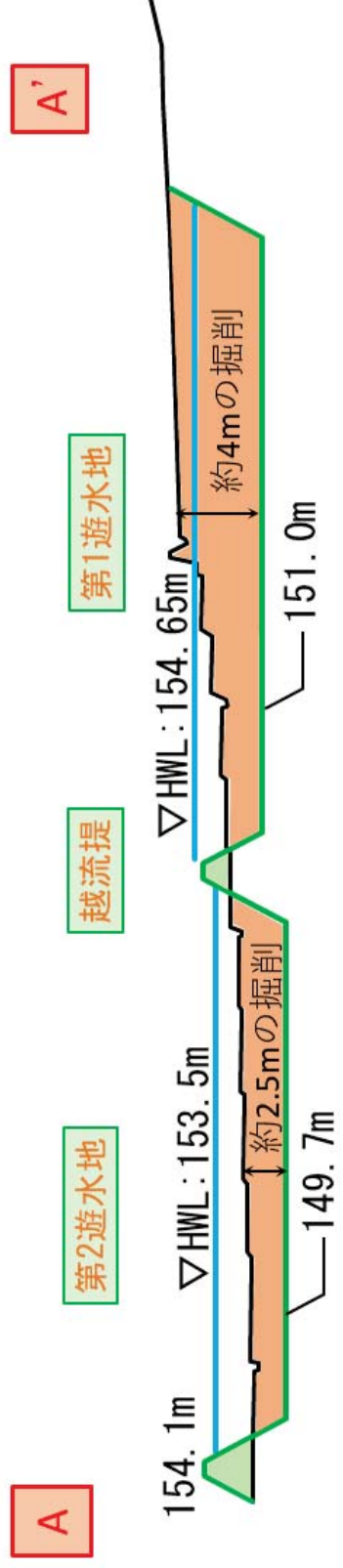
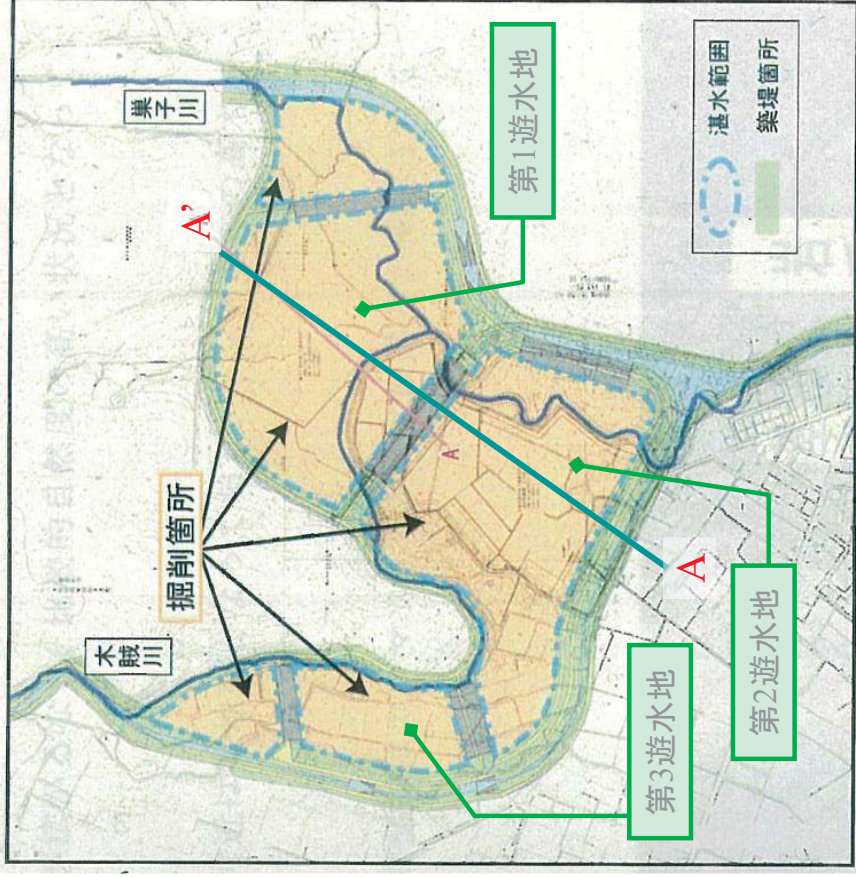
治水方式	問題点	判定
河川改修（河床掘削）案	流下能力が14倍となり不可能。	棄却
河川改修（引堤）案	100戸以上の家屋移転が必要。	2次選定へ
河川改修（築堤）案	堤内地より計画高水位が高く危険。	棄却
河川改修＋遊水地 案	環境への配慮から遊水地を縮小するため、木賊川の 家屋移転が必要。	2次選定へ



治水方式	河川改修（引堤）案	河川改修＋遊水地 案
流量配分図		
事業概要	河川改修 4,400m 補償家屋 約130戸	河川改修 4,400m 遊水地 26.9ha 補償家屋 約60戸

当初計画 (H9)

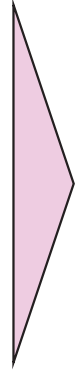
遊水池湛水面積 : A = 40.5ha
 遊水池数 3つ
 調節容量 80万m³
 木賊川計画高水流量 120m³/s



洪水防御方式の検討（検討における前提条件の整理）

諸葛川への分水量

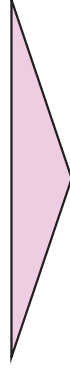
木賊川と同様に諸葛川においても同様の流量計算をした結果、上流部においては現況流下能力に余力あり



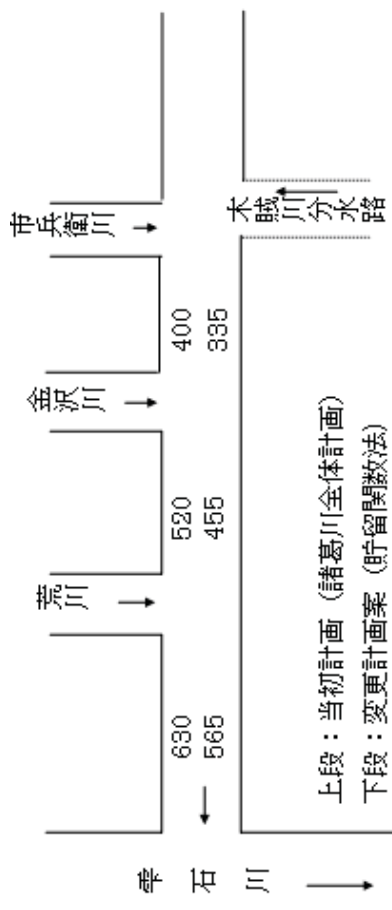
分水可能量を65m³/sと設定

木賊川下流域の流量設定

木賊川下流域は住宅、商業地が密に形成されていることから、抜本的な河川改修が困難であることから、現状の河道断面見合いで流せる流量に設定



北上川合流地点で70m³/s ⇒ 巢子川合流点下流で35m³/s



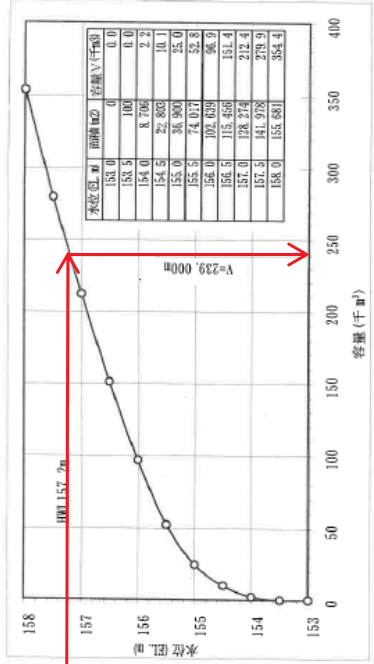
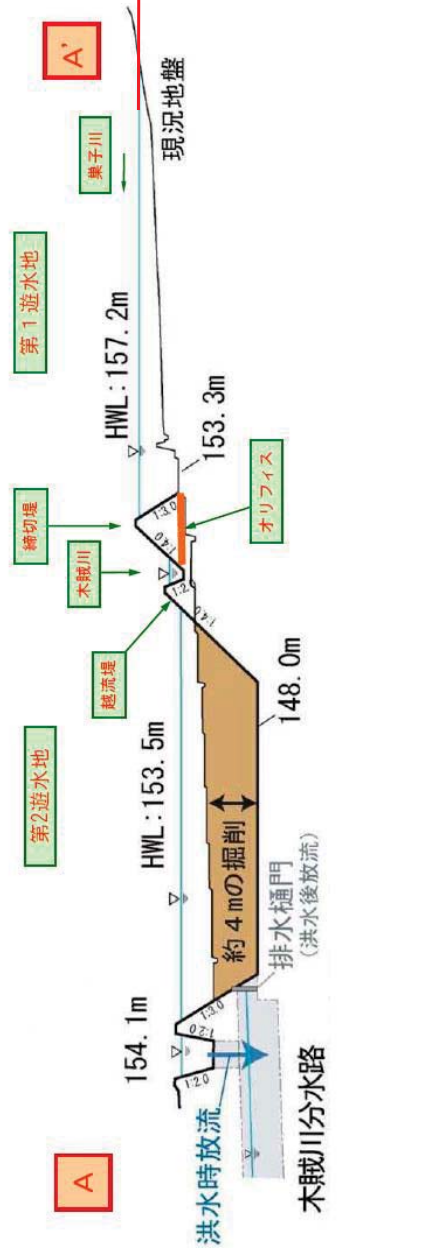
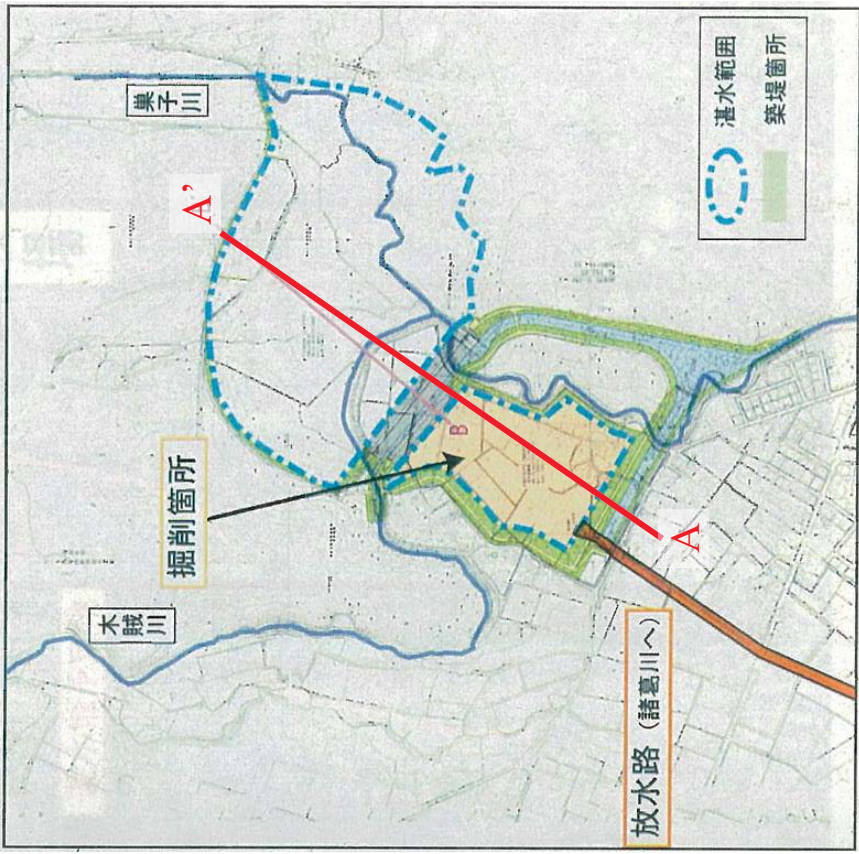
①現行計画流量	宇石川 合流前	630	荒川 合流前	520	金沢川 合流前	400	分水可能量	③
	②基本高水ピーク流量	565	455	335	65	65	65	
H7.8型	③分水可能量	65	65	65	65	65	65	
	①-②							

⇒H17大規模事業評価委員会へ諮問

第1回計画変更 (H17)

変更目的：
 ■ 希少動植物の生息繁殖環境の保全
 ■ 要移転家屋数の減少 (98戸⇒10戸)

- ・第1遊水地：洪水調節容量23万m³ (地盤高を掘削しない)
- ・第2遊水地：洪水調節容量21万m³ (地盤高4m掘削)
- ・諸葛川へ65m³/s分水 (新規)
- ・木賊川計画高水流量120m³/s ⇒70m³/s



第1遊水地H～V曲線

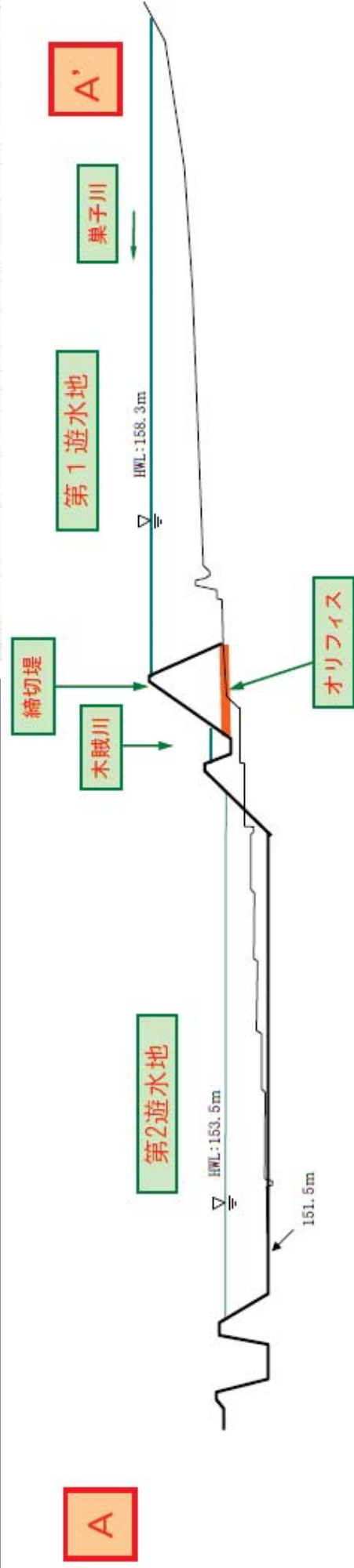
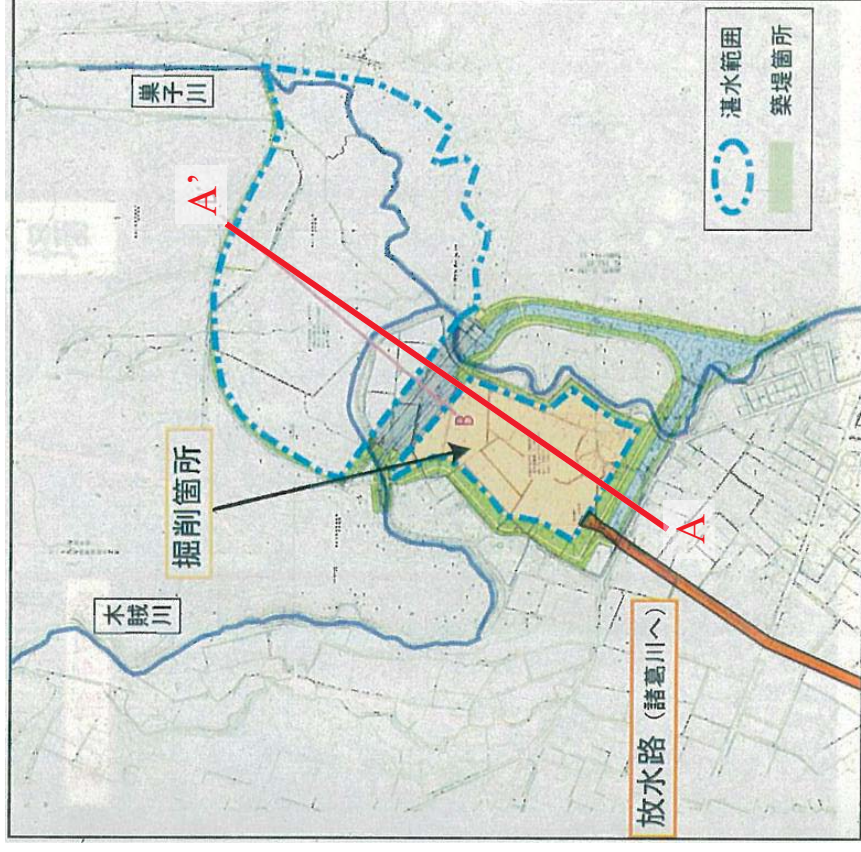
第2回計画変更（現計画）

⇒H27大規模事業評価委員会へ諮問

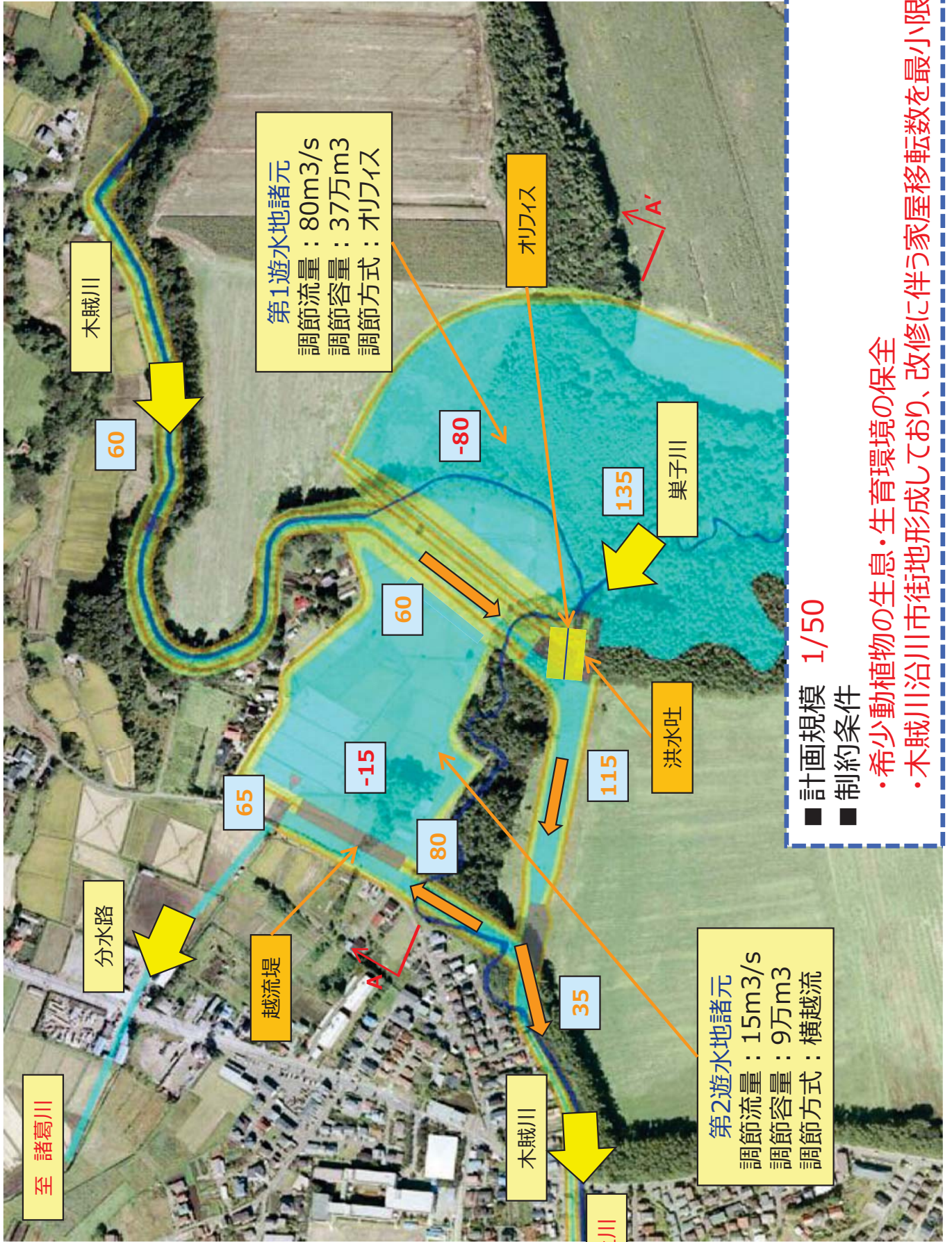
変更目的：

- 掘削土処理コスト高く、処理場確保困難
- 住民から現況利用を図りたい要望
- 締切堤1 m程度の高上げによる希少動植物の生息・生育環境への影響が軽微と確認

- ・ 締切堤高：約**1.0m**高く設定
- ・ 遊水地費用（**41億円⇒23億円**）
- ・ 第1遊水地：洪水調節容量**23⇒37万m³**
- ・ 第2遊水地：洪水調節容量**21⇒9万m³**
（**4 m掘削⇒地盤整正程度**）
- ・ 諸葛川へ**65m³/s**分水（変更なし）
- ・ 木賊川計画高水流量 **70m³/s**（変更なし）



遊水地計画の概要



大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

1 意見募集の実施状況

(1) 意見募集を行った事業（再評価 3 件）

- ・ 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大ケ生徳田線 徳田橋（盛岡市、矢巾町）
- ・ 木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）
- ・ 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）

(2) 意見の募集期間

令和 2 年 7 月 27 日（月）～同年 8 月 26 日（水）

(3) 公表方法

- ◆ 行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- ◆ 県公式ホームページへの資料等掲載
- ◆ 報道機関への発表
- ◆ 県広聴広報課ツイッター
- ◆ 滝沢市、岩手町広報

(4) 意見の募集方法

郵送（持参含む）、ファクシミリ、電子メールによる意見提出

2 意見の提出状況

(1) 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大ケ生徳田線 徳田橋（盛岡市、矢巾町）

郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
1	0	0	1

(2) 木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）

郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
1	1	3	16

(3) 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）

郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
1	0	0	1

意見検討結果一覧表

(案名：大規模施設整備事業再評価についての意見募集
対象事業：地域連携道路整備事業(地域密着型) 一般県道大ケ生徳田線 徳田橋(盛岡市、矢巾町))

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
1	「大規模公共事業 再評価調査」に耐震性に関するデータが明記されていない。直下型地震および震源が遠方に位置する巨大地震からの長周期地震動によって生ずる橋脚へのダメージコントロールについてきちんと明記してほしい。この点が明記されないと評価はまずできない。	徳田橋においては、発生する確率の高い地震動(レベル1)及び、発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動(レベル2)に対し、橋の耐震性能が確保されるよう設計を行っています。 なお、レベル2については、以下の2タイプの地震動を考慮したものです。 (タイプI) 平成15年十勝沖地震 平成23年東北地方太平洋沖地震 (タイプII) 平成7年兵庫県南部地震	C (趣旨同一)

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

意見検討結果一覧表

(案名：大規模施設整備事業再評価についての意見募集
対象事業：木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）)

番号	意見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>2019年8月事業計画地内において岩手県希少野生動植物の保護に関する条例指定種が発見される、特定外来生物が広範囲に拡大しているという、自然環境の状況に大きな変化が見られていることから、大規模公共事業再評価調書の概要の5 総合評価では、『「自然環境等の状況」に関して大きな変化が見られない。』とされているが、事実誤認があり、修正をお願いしたい。</p>	<p>自然環境等の状況につきましては、「社会経済情勢等の変化（3）自然環境等の状況及び環境配慮事項」に記載しているとおり、これまでも希少種等の生息状況を把握するとともに、有識者等からいただいた助言・指導を参考として環境に配慮した上で事業を進めてきたところであります。</p> <p>今回、再評価の総合評価における「自然環境等の状況」に関して大きな変化が見られないとの記載は、希少種等の発見に変化が見られないということではなく、前回評価時と同様に希少種の発見等を受けて希少動植物に係る環境調査を今年度実施予定としていることなど、自然環境保全指針の保全方向に沿って積極的な対応をしているという評価に変更がないということであります。</p> <p>なお、環境調査の結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	D (参考)

2	<p>自然環境等の状況及び環境配慮事項については、①主な助言内容として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生育基盤となる生態系を保全するため、可能な限り現況環境との保全・復元を図ること。 ・遊水地計画地内で確認された希少動植物種を保護すること。 ・希少野生動物の生育環境との共生を図り、生殖生育活動への影響を低減・回避すること。 <p>が示されているが、②対応状況として『・環境検討委員会の意見を踏まえ、事業実施における周辺環境への影響は可能な限り低減させることとしていく。』とされているが、木賊川遊水地環境検討委員会は平成14年～平成15年にかけて3回実施されたものであり、当時は環境調査で2019年に発見された希少種が確認されていなかったことから十分な保全対策が検討されていない状況にある。</p> <p>希少種の保護保全のため、専門家による木賊川遊水地環境検討委員会を再度設置・開催し詳細な環境調査を行うとともに保全対策を検討・実施すること。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度に環境調査を実施する予定です。</p> <p>また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
3	<p>代替案立案の可能性の②今後における代替案立案の可能性の中で、『現時点で予想される社会・自然環境等の大きな変化はないため、代替案立案の可能性はない。』とされているが、希少種が新たに発見されるという自然環境に大きな変化があることから、希少種の保護保全を図るため、検討会等の意見を踏まえ、代替案の立案、設計変更等を検討すること。</p>	<p>新たに設置する予定の有識者等による検討委員会の意見を踏まえた保全対策を検討していきます。</p>	C (趣旨同一)
4	<p>遊水地予定地内には、絶滅危惧種の生育が確認されている。遊水地上流側には希少種の着生する樹木が確認された。一方で、オオハシゴソウやアレチウリなどの特定外来生物の繁茂が目立ち、希少種を被圧している。希少種の保全は、市民団体の尽力によって行われている状況であり、事業としての具体的な対応策が必要である。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度に環境調査を実施する予定です。</p> <p>また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)

5	<p>第二遊水地内の小水路内の底泥撒きだし調査の結果、現在の生育は確認されていないが、埋土種子としての水生植物の存在が明らかになった。水生植物の保全に際しては、安定した水域が不可欠である。第二遊水地内の事業としてのビオトープ造成は未実施であるが、造成予定地に希少種が発見されたことから、この保全とあわせ、ビオトープ造成計画を再検討する必要がある。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度に環境調査を実施する予定です。 また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
6	<p>第二遊水地北東側において、2019年8月に岩手県レッドリストAランクの岩手県希少野生動物植物指定種が確認された。生息地等を保全するための地域規制、個体の数を維持又は回復させるための推進措置が必要とされることから、本事業実施に際しての対応を検討する必要があります。また、堤体造成予定箇所より南側に広く存在していることも日に本種が発見されていることから、面的に広く存在していることも考えられ、保全策が必要とされる。今年度実施予定とされる環境調査に際して、希少種の生息状況の把握を確実に行う必要がある。時期を逸する場合は来年の追加実施が必要である。これを踏まえ、堤体や第二遊水地の造成をどうするか、上記ビオトープ造成も含め、保全策を再検討する必要がある。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度に環境調査を実施する予定です。 また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
7	<p>調整池造成予定地周辺の木賊川には、岩手県レッドリストBランクの希少種が生息する。これらは、河道付け替えが生じる場所にも多く生息しており、その場合には移植が必要である。2012年環境調査には、残存する流路に導水するなどの対応で保全する計画があるものの、それに対する対応策は具体化されていない。他方、現存する希少種の個体群は、世代交代が見られない。希少種の幼生は、特定魚種に寄生することが知られており、魚類調査の結果では特定魚種の生息密度は低かった。また、高速道からの冬季の凍結防止剤の流入が確認されており、この影響も否定できない。長寿である本種個体群は失われる途上にあるとも考えられ、世代交代を可能にする保全策の検討が急務である。</p>	<p>今年度実施予定の調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)

8	<p>遊水地造成予定地内の木賊川には岩手県レッドリストCランクやDランクの希少種が生育する。この希少種の生息は、流路が付け替えられる部分に多く見られ、今後の施工に際して具体的な保全策が必要とされる。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度に環境調査を実施する予定です。 また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
9	<p>木賊川は、明治期に農業用水の確保を目的に、諸葛川から霽石川に流れる流路を付け替え、みたけから上堂をぬけて北上川に至る流路に付け替えられた。その際に北上川との落差が生じ、魚類の遡上は困難になったと考えられる。しかしながら、本事業において先行して実施された分水路の供用により、サケやサクラマスといった回遊魚の遡上が確認された。これらの魚種が木賊川や巢子川に遡上可能になれば流域のエコアープに繋がる。しかしながら、現在の分水工や斜路工によって分断された状態である。遊水地の堤体が造成されるのはしばらく先になることから、魚類の移動が可能な構造への修正が必要である。さらに、分水路には越流堰の関係で4mの落差が生じることから、現在魚道を設置する改善案を検討している。しかし、限られた延長で4mの落差を解消する魚道の設計は極めて難しいことが想定される。越流堰の位置を上流側に変更するなどの対応はできないものだろうか。あわせて巢子川と木賊川の合流部や分水工付近の水深の確保や流れの多様化など、検討が必要と考える。</p>	<p>新たな希少種の発見等の情報が寄せられていること、また、過年度調査から時間が経過していることから、今年度に環境調査を実施する予定です。 また、調査結果に基づいた希少種等の具体的な保全などについて、有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)

10	<p>第二遊水地は、掘り下げが行われた後は平らに造成し、その後の管理は滝沢市に委ねられる計画である。現在は、野球場やグラウンドゴルフ場等の利用が挙げられているが、この計画は平成26年時点のものであり、水をかぶった後の復旧などの実施はどのようになるのか。実際に第二遊水地が整備されるのはしばらく先であるにしても、滝沢市による管理も含めた方向性を、再度住民を交えておこなう必要があるのではないかと。現地付近には、江戸時代には渡り鳥を集めるために作られたとされる「大喰堤」が存在したとされる。個人的には大喰堤を復元する目的で一定の面積の淡水型遊水地として維持し、安定した淡水水域とすることが管理の省力化にもつながるのではないかと考えている。</p>	<p>遊水地の利活用については、平成26年度に有識者、地元代表者、滝沢市関係部局等で構成された「木賊川遊水地利活用を考える会」（以下、検討会）を発足し、利活用について検討を実施したところであり、検討会で得られた提言内容の実現には、予算、維持管理方法等の諸課題を解決していく必要があることから、今後、整備を進めながら地元自治体、地域住民等とともに検討を進めていきます。</p>	C (趣旨同一)
11	<p>駆除、移植活動等に積極的なボランティア活動をすすめることを計画の中に配慮してほしい。(環境保全として残される第1遊水地がオオハンゴンソウウ侵入により自然環境破壊の危機的状況。人手による駆除が必要など)。防災工事と自然環境保全の両面での主体的行動が必要。</p>	<p>木賊川の周辺環境の保全のため、新たに有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
12	<p>工事の取り組みの過程を紹介しながら、工事に支障がない範囲で木賊川遊水地建設の環境学習プログラムとして活用していくことを計画の中に配慮してほしい。</p>	<p>木賊川の周辺環境の保全のため、新たに有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)
13	<p>植物の重要調査結果をみると、 第1回調査(平成6年頃) 21種 第2回調査(平成25年頃) 15種 現在 11種(位) この20年近くで貴重な自然が失われ続けていることが分かる。住民も里山の田畑が外来種がはびこる荒れ野原となり、ため息をついている。ここ10年このままだとさらに一桁に種が減ることが予想される。早急に現在生き残っている種の保全が必要。それほどの経費をかけたとしても出来ることは多い。 荒れ果てていく遊水地環境を見ていて、市民県民ボランティアによるこれまでの活動を継続充実されていく必要性を感じる。</p>	<p>木賊川の周辺環境の保全のため、新たに有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。</p>	C (趣旨同一)

14	市街地のそばにこれほどの自然があることは誇らしい。工事はさらに時間がかかると予想される。今、県民・市民とこの恵を伝え分かち合いたい、工事完成後の遊水地活用を考えるのではなく、現在の保護への取り組みから活用が始まっている。自然から採取するだけでなく、自然の恵みを育てて世代を超えて未来に引き継ぎたい。木賊川遊水地工事は生かし方で防災だけでなく価値を生み出す場と思う。	木賊川の周辺環境の保全のため、新たに有識者等による検討委員会の設置を予定しており、今後、御意見等を踏まえて、適切な保全対策の実施に努めてまいります。	C (趣旨同一)
15	盗掘による希少種の減少が確認されており、看板・立札などによる防止が以前なされていたが、今はないようなので、再度防止策が必要だと思う。	現状について情報収集の上、必要な対策について検討していきます。	D (参考)
16	「大規模公共事業再評価調査」の本体と付表において、集中豪雨時における水位上昇データが明記されていない。どのレベルの水位上昇を想定した設計と成っているのか、また、対策によってどのレベルまで水位上昇を低減できるのかデータが示されないままでは、評価の意味が無い。洪水の浸水想定と対策のデータを明記してほしい。この点が明記されないという評価は不可能と考える。また、平成14年度洪水により巨大な洪水が発生する可能性を考えないのは「非科学的な希望的観測」にすぎない。	治水安全度につきましては、流域の大きさ、洪水氾濫区域内の資産や人口、上下流バランス等について、総合的に考慮し決定しており、本事業は、50年に1度の確率による降雨で発生すると考えられる洪水被害からの解消(治水安全度1/50)を図ることとしています。 また、近年、激甚化、頻発化している豪雨災害を踏まえ、ハード整備を進めるとともに、住民の円滑かつ迅速な避難を促すためのソフト施策と組み合わせる総合的な治水対策を推進していきます。	C (趣旨同一)

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

意見検討結果一覧表

(案名：大規模施設整備事業再評価についての意見募集
対象事業：北上川(上流)広域河川改修事業(岩手町))

番号	意見	検討結果(県の考え方)	決定への 反映状況
1	「大規模公共事業 再評価調書」の本体と付表において、平成 22 年 7 月豪雨より巨大な洪水が発生したケースへの対策が明記されていない。地球温暖化によって令和 2 年 7 月現在、秋田県・岩手県においても線状降水帯の発生を想起させる事態が生じてきており、「過去の被災流量相当の洪水被害から地域を守ること」を《当面の整備目標》とする事それぞれが現実の異常気象の推移の中では無意味と成っている。当面の整備目標それぞれ自体の現実促したゼロベースからの再検討・再構築が早急が必要と考える。	近年、激甚化している豪雨災害の状況を踏まえ、県では、洪水から県民の暮らしを守るため、河川改修などのハード対策と災害関連情報の充実強化などのソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を推進しているところ。当該地区において、ハード対策としては、本事業により近年の洪水実績である平成 22 年 7 月豪雨を安全に流下させることを目的に河川改修を進めているところ。また、ソフト施策としては、住民の円滑かつ迅速な避難を促すため、水位周知河川や想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定、河川監視カメラや水位計の設置を進めるなど、市町村と連携を図りながら進めているところ。です。	E (対応困難)

「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分。

区分	内容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

答 申 書(案)

令和2年 月 日

岩手県知事
達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会
委員長 加 藤 徹

大規模事業評価について（答申）

令和2年7月16日付け政第73号で諮問のあった大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。

記

- 1 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大ヶ生徳田線 徳田橋
（盛岡市、矢巾町）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 2 木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 3 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
(1)・・・すること。
(2)・・・すること。

など

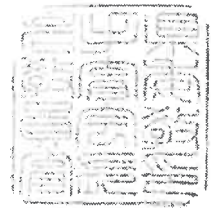
諮問書 (写)



教企第 431 号
令和 2 年 8 月 25 日

岩手県政策評価委員会
委員長 加藤 徹 様

教育長 佐藤 博



大規模事業評価について（諮問）

政策等の評価に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 60 号）第 10 条第 4 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき、別紙の大規模事業に係る事前評価について意見を聴きたいので、評価調書を付して諮問します。

【担当】教育企画室

施設整備管財担当：木次谷

TEL 019-629-6152

FAX 019-629-6119



令和2年8月25日

岩手県大規模事業評価専門委員会

専門委員長 加藤 徹 様

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹



大規模事業評価に係る諮問について

政策等の評価に関する条例（平成15年岩手県条例第60号）第10条第4項で準用する同条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県教育長から、大規模施設整備事業に係る事前評価について諮問がありましたので通知します。

(別紙)

大規模施設整備事業事前評価対象事業

番号	担当部名 担当課名	事業名	市町村名	事業計画			事前評価 の要件
				着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	
1	教育委員会 事務局 教育企画室	岩手県立釜石祥雲支援学校新築等	釜石市	R 2	R 4	2,747	基本設計後

岩手県立釜石祥雲支援学校新築等事業 事前評価関係資料

- 1 大規模施設整備事業 事前評価の概要
- 2 大規模施設整備事業 事前評価調書 等
- 3 補足資料

大規模施設整備事業事前評価調書の概要

(岩手県立釜石祥雲支援学校新築等事業)

担当部課：県教育委員会事務局教育企画室

1 事業概要 (所在市町村：釜石市)

○事業目的： 岩手県立釜石祥雲支援学校は、敷地面積が狭い（2,200 m²）ことから屋内運動場（体育館）がなく、高等部は近隣の高等学校に分教室として設置せざるを得ないなど施設設備が不十分である。

また、築 42 年が経過し、老朽化も著しいことから、小学部から高等部までの一体型の学校を整備し、施設の機能向上と学校教育活動の円滑な推進に資することを目的とする。

なお、校舎の新築・移転先である旧県立釜石商業高等学校（平成 21 年 3 月閉校）跡地には、平成 23 年 5 月に東日本大震災津波の被災者が入居する応急仮設住宅が建設されたが、令和 2 年 5 月末までに入居者全員が転居を完了したことから、令和 2 年 12 月末までに解体される予定であり、その後当該校を整備するものである。

○事業内容： 校舎 4,050 m²（新築、木造）、屋外プール 680 m²（鉄骨造）、屋外運動場（グラウンド）10,119 m²、体育館 614 m²（鉄骨造）
敷地面積 28,029 m²

○事業期間： 平成 30 年度～令和 2 年度 基本設計・実施設計
令和 2 年度～令和 4 年度 校舎等新築工事施工
令和 3 年度～令和 4 年度 屋外運動場（グラウンド）整備工事施工

○総事業費： 2,747 百万円

○経緯

昭和 34 年度 釜石市立小佐野小学校養護施設として国立釜石療養所内に開設（病弱対象）

昭和 49 年度 岩手県立盛岡養護学校釜石分校として開校

昭和 51 年度 岩手県立釜石養護学校として開校

昭和 53 年度 校舎新築（南校舎）

平成 元年度 校舎増築（北校舎）

平成 10 年度 岩手県立青山養護学校高等部釜石分教室設置

平成 11 年度 南校舎大規模改修工事完了

平成 12 年度 岩手県議会 12 月定例会において、狭隘化・教室不足解消を求めた「岩手県立釜石養護学校の早期移転・新築について」の請願が採択

平成 17 年度 岩手県立釜石養護学校高等部設置

平成 20 年度 病弱に加え、肢体不自由、知的障がいに対応

平成 21 年度 岩手県立釜石祥雲支援学校と校名変更

平成 24 年度 高等部の釜石高等学校校舎への移転が決定

平成 25 年度 高等部単独の移転は根本的な解決にならないとし、保護者らが「岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求める会」を発足

平成 26 年度 岩手県議会 6 月定例会において、小学部から高等部までの一体型の校舎の早期の整備を求めた「岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求めること」の請願が採択され、今後の在り方を協議することを目的に「釜石祥雲支援学校環境整備検討協議会」を設置

平成 27 年度 高等部を岩手県立釜石高等学校校内へ移設

平成 28 年度 「第 5 回釜石祥雲支援学校環境整備検討協議会」において、旧釜石商業高等学校跡地に
移転・新築することで合意

平成 30 年度 岩手県立釜石祥雲支援学校校舎新築等設計業務の着手

令和 2 年度 岩手県立釜石祥雲支援学校校舎新築等設計業務の完成

2 事業の必要性等

ア 教育の機会均等

教育基本法第 4 条第 2 項に基づき、障がいのある者がその障がいの状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じるもの。

イ 県計画

「いわて県民計画（2019～2028）」において、全ての児童生徒が地域の学校で共に学べるよう、特別支援教育の多様なニーズに対応していくこととしており、また、「岩手県教育振興計画」の具体的な施策の内容項目「7 学びの基盤づくり」において、学校施設の老朽化の進行や、新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、安全な教育環境の整備と学校施設の機能・性能の向上が求められている。

本事業もこの考え方に基づき整備することとし、狭隘化の解消と屋内運動場及び屋外プールの新設、特別教室や屋外運動場（グラウンド）の充実と、小学部から高等部までの一体型の学校による学校教育活動の円滑な推進を図るもの。

ウ 課題や県民のニーズ

平成 12 年度の岩手県議会 12 月定例会において、狭隘化・教室不足解消を求めた「岩手県立釜石養護学校の早期移転・新築について」の請願が採択され、さらに、平成 26 年度の岩手県議会 6 月定例会において、小学部から高等部までの一体型の校舎の早期の整備を求めた「岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求めること」の請願が採択されており、請願の趣旨を踏まえた整備を進める必要があるもの。

3 環境保全と景観への配慮

- 省エネルギー、CO2 削減、低環境負荷材料使用や地域産木材の活用など、環境の配慮に努める計画としている。
- 周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう計画している。

4 総合評価

当該校は、昭和 51 年の開校以来、釜石圏域における特別支援教育の中心的な役割を果たしてきており、今後も同様の役割を担うことから、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや多様な学習内容・形態への対応等を踏まえながら、児童生徒が適切に教育活動に取り組むことができる教育環境の整備が必要である。

当該校は敷地面積が狭いことから現有地での増改築は困難であるため、旧県立釜石商業高等学校跡地に移転新築する計画としているが、県有地であることから用地取得等の財政負担が生じず、総事業費を抑制できることから、別敷地への移転若しくは現有地に隣接する民有地取得による改修・増築よりもコスト面で有利であり、「新築」による事業実施が妥当であると判断したものである。

なお、環境や景観についても、支障となる要因は無いものである。

施設の名称	岩手県立釜石祥雲支援学校												
担当部課名	教育企画室	建設予定地	釜石市										
県の計画との関連	いわて県民計画 （政策）教育 （政策項目）共に学び、共に育つ特別支援教育 （具体的な推進方策）特別支援教育の多様なニーズへの対応												
事業概要	(1) 事業目的 岩手県立釜石祥雲支援学校は、敷地面積が狭い（2,200 m ² ）ことから屋内運動場（体育館）がなく、高等部は近隣の高等学校に分教室として設置せざるを得ないなど施設設備が不十分である。 また、築42年が経過し、老朽化も著しいことから、小学部から高等部までの一体型の学校を整備し、施設の機能向上と学校教育活動の円滑な推進に資することを目的とする。 なお、校舎の新築・移転先である旧県立釜石商業高等学校（平成21年3月閉校）跡地には、平成23年5月に東日本大震災津波の被災者が入居する応急仮設住宅が建設されたが、令和2年5月末までに入居者全員が転居を完了したことから、令和2年12月末までに解体される予定であり、その後に当該校を整備するものである。												
	(2) 事業の特徴 現在の校舎（南校舎）は、昭和53年度に新築されたが、児童生徒数の増加による狭隘化解消のため、平成元年度に当該校の敷地内に中学部棟及びプレイルームを増築（北校舎）したものである。また、20年が経過した平成11年度には、南校舎の大規模改修工事（電気・機械設備の更新（原状回復）等）を行っているが、新築時から42年が経過している。 特別支援教育の多様なニーズへの対応による狭隘化と教室不足は依然として解消されておらず喫緊の課題となっているが、敷地面積が狭く、現有地での増改築は困難であることから、旧県立釜石商業高等学校跡地に小中高等部一体型の校舎等を新築するものである。												
	(3) 事業目標 ア 目標 <table border="1" data-bbox="320 1319 1370 1478"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準年次</th> <th>基準値</th> <th>目標年次</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内運動場（体育館）及び専用の特別教室（音楽室、図書室、視聴覚室）の設置</td> <td>令和2年度</td> <td>なし</td> <td>令和4年度</td> <td>設置済</td> </tr> </tbody> </table>			指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値	屋内運動場（体育館）及び専用の特別教室（音楽室、図書室、視聴覚室）の設置	令和2年度	なし	令和4年度	設置済
	指標名	基準年次	基準値	目標年次	目標値								
屋内運動場（体育館）及び専用の特別教室（音楽室、図書室、視聴覚室）の設置	令和2年度	なし	令和4年度	設置済									
イ 目標の選定理由及び目標値の設定根拠 敷地面積が狭いことから屋内運動場（体育館）がなく、また、教室不足を解消するためにやむを得ず、音楽室、図書室、視聴覚室といった専用の特別教室を普通教室に転用して学習活動を行っていることから、本来の教育環境で行うべき特別支援教育を実現できる指標として設定した。 なお、県内の同規模の特別支援学校（気仙光陵支援学校、宮古恵風支援学校、久慈拓陽支援学校）では、屋内運動場（体育館）及び専用の特別教室が未設置である事例はない。													
(4) 事業実施の背景となる社会経済情勢 ○ 県立特別支援学校は、県内各地に本校14校、分校1校の計15校あり、地域のニーズに応じた教育活動を実施している。 ○ 少子化の影響により、県内の児童生徒数全体では減少傾向にあるが、一方で、特別支援学校の児童生徒数は、特別支援教育に対する理解の浸透、期待の高まりなどの社会の変化や、特別支援学校におけるニーズの多様化から、横ばいで推移している。 ○ 当該校は、釜石圏域における特別支援教育の中心的な役割を果たしてきており、児童生徒数は、今後とも横ばいで推移していく見込みであることから、特別な支援を必要とする児童生徒がより良い教育環境のもとで学ぶことができるために必要な施設である。													

事業概要	<p>(5) これまでの経緯 ※ 事業決定の経緯、検討委員会での検討状況など</p> <p>昭和 34 年度 釜石市立小佐野小学校養護施設として国立釜石療養所内に開設（病弱対象）</p> <p>昭和 49 年度 岩手県立盛岡養護学校釜石分校として開校</p> <p>昭和 51 年度 岩手県立釜石養護学校として開校</p> <p>昭和 53 年度 校舎新築（南校舎）</p> <p>平成 元年度 校舎増築（北校舎）</p> <p>平成 10 年度 岩手県立青山養護学校高等部釜石分教室設置</p> <p>平成 11 年度 南校舎大規模改修工事完了</p> <p>平成 12 年度 岩手県議会 12 月定例会において、狭隘化・教室不足解消を求めた「岩手県立釜石養護学校の早期移転・新築について」の請願が採択</p> <p>平成 17 年度 岩手県立釜石養護学校高等部設置</p> <p>平成 20 年度 病弱に加え、肢体不自由、知的障がいに対応</p> <p>平成 21 年度 岩手県立釜石祥雲支援学校と校名変更</p> <p>平成 24 年度 高等部の釜石高等学校校舎への移転が決定</p> <p>平成 25 年度 高等部単独の移転は根本的な解決にならないとし、保護者らが「岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求める会」を発足</p> <p>平成 26 年度 岩手県議会 6 月定例会において、小学部から高等部までの一体型の校舎の早期の整備を求めた「岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求めること」の請願が採択され、今後の在り方を協議することを目的に「釜石祥雲支援学校環境整備検討協議会」を設置</p> <p>平成 27 年度 高等部を岩手県立釜石高等学校校内へ移設</p> <p>平成 28 年度 「第 5 回釜石祥雲支援学校環境整備検討協議会」において、旧釜石商業高等学校跡地に移転・新築することで合意</p> <p>平成 30 年度 岩手県立釜石祥雲支援学校校舎新築等設計業務の着手</p> <p>令和 2 年度 岩手県立釜石祥雲支援学校校舎新築等設計業務の完成</p>
	<p>(6) 事業の内容</p> <p>ア 事業主体 岩手県</p> <p>イ 施設の概要及び規模（施設延べ面積、敷地面積等）</p> <p>(ア) 施設延べ床面積</p> <p>校舎 4,050 m²（木造）、屋外プール 680 m²（鉄骨造）、屋外運動場（グラウンド）10,119 m²、屋内運動場 614 m²（鉄骨造）</p> <p>・「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（H22.10 施行）、「岩手県県産木材等利用促進条例」（H31.4 施行）及び「岩手県県産木材等利用促進行動計画」（R2.4 施行）に基づき木材利用推進のため木造校舎とする。</p> <p>(イ) 敷地面積 28,029 m²</p> <p>ウ スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画期間（着工）令和 2 年度 ～（完成）令和 4 年度 ・ 今後のスケジュール <p>令和 2 年度～令和 4 年度 校舎等新築工事施工</p> <p>令和 3 年度～令和 4 年度 屋外運動場（グラウンド）整備工事施工</p>

(7) 整備事業費と収支計画

ア 事業費

(百万円)

総事業費	用地費	工事費	設備費	その他(委託料等)
2,747	—	2,591	—	156

イ 年度別事業計画

平成30年度～ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
104	—	2,036	607

ウ 財源

国庫支出金	その他特定財源	県債	一般財源
506	—	1,907	334

エ コスト縮減への取り組み

- ・ 県有地である旧県立釜石商業高等学校跡地に校舎等を整備することにより、総事業費を抑制する。
なお、当該敷地が私有地であった場合は、用地費として3億8千万円程度掛かり増しとなるものである。
- ・ 木造校舎について、内部間仕切り壁が構造体とならない大断面集成材ラーメン工法を採用することにより、将来的な児童生徒数の変動による改修コストの抑制を図っている。

オ 収支計画

- ・ 収入見込 なし
- ・ 支出見込 人件費、管理運営費(消耗品費、光熱水費、維持修繕費等)
- ・ 収支計画 (単位:千円)

		令和5年度
収入		—
	計	—
支出	人件費	444,261
	管理運営費	19,733
	計	463,994

※授業料は学校教育法第6条及び県立学校授業料等条例第2条により徴収なし。

※収支は、令和6年度以降も同水準で推移する見込み。

事業概要

事業の必要性	<p>(1) 事業実施の必要性</p> <p>ア 教育の機会均等 教育基本法第4条第2項に基づき、障がいのある者がその障がいの状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じるもの。</p> <p>イ 県計画 「いわて県民計画（2019～2028）」において、全ての児童生徒が地域の学校で共に学べるよう、特別支援教育の多様なニーズに対応していくこととしており、また、「岩手県教育振興計画」の具体的な施策の内容項目「7 学びの基盤づくり」において、学校施設の老朽化の進行や、新たな教育ニーズへの対応などを踏まえ、安全な教育環境の整備と学校施設の機能・性能の向上が求められている。 本事業もこの考え方にに基づき整備することとし、狭隘化の解消と屋内運動場及び屋外プールの新設、特別教室や屋外運動場（グラウンド）の充実と、小学部から高等部までの一体型の学校による学校教育活動の円滑な推進を図るもの。</p> <p>ウ 課題や県民のニーズ 平成12年度の岩手県議会12月定例会において、狭隘化・教室不足解消を求めた「岩手県立釜石養護学校の早期移転・新築について」の請願が採択され、さらに、平成26年度の岩手県議会6月定例会において、小学部から高等部までの一体型の校舎の早期の整備を求めた「岩手県立釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求めること」の請願が採択されており、請願の趣旨を踏まえた整備を進める必要があるもの。</p> <p>(2) 県が実施（関与）する必要性 当該校は、学校教育法第2条、第5条及び第80条に基づき、県が設置及び管理する施設であり、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うもの。 当該校は、昭和51年の開校以来、釜石圏域における特別支援教育の中心的な役割を果たしてきており、引き続き釜石圏域唯一の特別支援学校としてのニーズが見込まれる。</p> <p>(3) 緊急に取り組む必要性 現在、当該敷地には、東日本大震災津波の被災者が入居する応急仮設住宅が建っているが、令和2年5月末までに入居者全員が転居を完了し、令和2年12月末までに解体される予定であることから、解体工事完了後、速やかに本事業（校舎等新築工事）を施工するものである。</p>																						
事業の有効性	<p>(1) 定量的な効果 ※ 数値で把握できる効果（利用者数、経済波及効果等）</p> <p>ア 施設・設備の充実による教育環境及び利便性の向上 現在不足している学校の施設や設備を充実させることにより、安全な教育環境の整備及び学校施設の機能・性能の向上を図ることができるもの。</p> <table border="1" data-bbox="395 1570 1423 1861"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>整備前</th> <th>整備後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">屋内運動場</td> <td>なし</td> <td>614 m²</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外運動場（グラウンド）</td> <td>345 m²</td> <td>10,119 m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駐車スペース</td> <td>来客用駐車スペース</td> <td>3台</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>身障者専用駐車場</td> <td>なし</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>送迎用ロータリー</td> <td>なし</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 総事業費の抑制 当該敷地は県有地であることから、用地取得費の財政負担が生じない。また、応急仮設住宅解体後の更地の状態で工事に着手でき、土の入替え等も不要であることから、総事業費をかなり（3億8千万円程度）抑制できるもの。</p>	項目		整備前	整備後	屋内運動場		なし	614 m ²	屋外運動場（グラウンド）		345 m ²	10,119 m ²	駐車スペース	来客用駐車スペース	3台	8台	身障者専用駐車場	なし	1台	送迎用ロータリー	なし	あり
項目		整備前	整備後																				
屋内運動場		なし	614 m ²																				
屋外運動場（グラウンド）		345 m ²	10,119 m ²																				
駐車スペース	来客用駐車スペース	3台	8台																				
	身障者専用駐車場	なし	1台																				
	送迎用ロータリー	なし	あり																				

	<p>(2) 定性的な効果 ※ 数値で把握しきれない効果</p> <p>ア 教育環境の確保 狭隘化及び老朽化の解消並びに特別教室（理科室、音楽室、図工室、図書室、視聴覚室）、医療的ケア室、教材室、職員更衣室の拡充、屋内運動場（体育館）、屋外運動場（グラウンド）、屋外プールの新設等により、望ましい教育環境での特別支援教育活動を行うことができるもの。</p> <p>イ 地域のニーズ 特別支援学校は、地域の小中学校からの要請に応じて、専門性を生かしながら相談・支援を行うことが求められており、小中高等部一体型の学校を整備することにより、地域の支援センター校としての機能の充実が図られるもの。</p>																															
事業 業 の 効 率 性	<p>(1) 費用便益分析 (B/C) ※ 事業の効果を金額に換算（便益）後に、費用と効果について分析する 特別支援学校は、学校教育法第 72 条に基づき、障がいを持った児童生徒に対し小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としており、その活動の効果を金額に換算することは極めて困難である。</p> <p>また、特別支援学校は、学校教育法第 6 条及び県立学校授業料等条例第 2 条に基づき、授業料や入学選考料、入学金等を徴さないとされており、また、特別支援学校への就学奨励に関する法律第 2 条に基づき、県は、特別支援学校への就学のため必要な経費の全部又は一部を支弁しなければならないとされている。</p> <p>以上のことから、費用便益分析 (B/C) による効率性の検証は難しく、他県の同様事例においても実施されている例は確認されなかった。</p> <p>ア 費用便益分析（工事費の比較） 基準年 49 年</p> <table border="1" data-bbox="448 1108 1382 1576"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金額(百万円)</th> <th>備考(積算根拠等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">費用項目</td> <td>新築工事</td> <td>2,422</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大規模改造工事</td> <td>168</td> <td>20年後に実施</td> </tr> <tr> <td>長寿命化工事</td> <td>184</td> <td>40年後に実施</td> </tr> <tr> <td>総費用(C)</td> <td>2,774</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">便益項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">費用便益比(B/C)</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 社会的割引率 4 %</p> <p>イ 採用した費用便益分析の手法等 —</p>	区 分		金額(百万円)	備考(積算根拠等)	費用項目	新築工事	2,422		大規模改造工事	168	20年後に実施	長寿命化工事	184	40年後に実施	総費用(C)	2,774		便益項目							総便益(B)	—		費用便益比(B/C)		—	
区 分		金額(百万円)	備考(積算根拠等)																													
費用項目	新築工事	2,422																														
	大規模改造工事	168	20年後に実施																													
	長寿命化工事	184	40年後に実施																													
	総費用(C)	2,774																														
便益項目																																
	総便益(B)	—																														
費用便益比(B/C)		—																														

(2) 費用便益分析以外の観点からみた効率性

現有地 (2,200 m²) は前面が道路と河川、背面が山に挟まれており、また、左右に民家が隣接していることから、現有地での増築や改築を行うことは困難であるが、仮に、隣接する民有地の一部 (17,000 m²) を取得したとして試算してみると次のとおりである。

区 分		金額 (百万円)	備考 (積算根拠等)
改築整備	新築工事	2,422	新築移転 敷地面積 28,029 m ²
	大規模改造工事	168	20年後に実施 (小中学部、高等部)
	長寿命化工事	184	40年後に実施 (小中学部、高等部)
	総費用 (C)	2,774	
改修整備	土地購入	203	17,000 m ² (2,000 m ² (高等部増築分、体育館新設分、プール新設分)、15,000 m ² (グラウンド、駐車場))
	改修・増築工事	2,008	
	改築・大規模改造工事	437	20年後に実施 (小中学部：改築、高等部：大規模改造工事)
	長寿命化工事	143	40年後に実施 (高等部)
	総便益 (B)	2,791	
費用便益比 (B/C)		1.01	

※ 社会的割引率 4%

施設
計
画
の
妥
当
性

(1) 規模の妥当性

面積については、既存施設の状況及び県内の同規模の特別支援学校の規模等を踏まえ計画したもの。

- ・ 現有施設 校舎 (S53 築) 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 1,662 m²
- ・ 計画施設 校舎 (R4 築) 木造 2 階建て 延べ床面積 4,050 m²

<参考> 気仙光陵支援学校

校舎 (S62 築) 鉄筋コンクリート造 2 階建て 延べ床面積 4,111 m²

(2) 代替手段との優位性 (既存施設や類似施設、ソフト事業の活用等)

- 釜石圏域における特別支援学校は当該校のみであり、活用可能な既存施設や類似施設はないもの。
- 小中高等部一体型の学校を整備することにより、12 年間の一貫した指導・支援が図られ、児童生徒及び保護者にとって自立への見通しを持ちやすくなる。また、学部や学年を越えた交流が行われることにより、人との関わりやコミュニケーションについて学ぶ機会が増えるなど多くの教育効果が期待できるもの。

(3) 建設予定地選定の妥当性

ア 検討した候補地

旧県立釜石商業高等学校 (S46.4~S21.3) 跡地 (釜石市大字平田第 6 地割 1 番 9)

※ 現有敷地内での整備は、敷地面積が狭いことから除外したもの。

イ 選定理由

- 小学部から高等部までの一体型の学校を整備するために必要な面積を確保できること。
- 県有地であり、用地取得等の財政負担が生じないこと。

<p>施設計画の妥当性</p>	<p>(4) 利用者への配慮（ユニバーサルデザイン等）</p> <p>児童生徒の居場所となる校舎を木造とすることにより、柔らかく温かみのある木材の良さを感じながら児童生徒が学習できるよう教育環境に配慮するとともに、地球温暖化抑制等の地球環境への配慮や、環境教育の観点も考慮した。</p> <p>また、車いす利用者のため、建物内外における段差の解消やエレベーター・多目的トイレを設置するなど、バリアフリーに対応した計画としている。</p>
<p>環境保全と景観への配慮</p>	<p>(1) 環境に対する影響及び保全対策</p> <p>ア 自然環境の状況や岩手県自然環境保全指針による保全区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設予定地の現況は、平成 21 年 3 月に閉校した旧県立釜石商業高等学校跡地であり、平成 23 年 5 月に東日本大震災津波の被災者が入居する応急仮設住宅が建設されたが、令和 2 年 5 月末までに入居者全員が転居を完了したことから、令和 2 年 12 月末までに解体される予定となっている。 ○ 岩手県自然環境保全指針による保全区分は「D（二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域）」とされている。 <p>イ 環境保全対策とそれに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー、CO2 削減、低環境負荷材料使用、地域産木材の活用等、環境に配慮した計画とすることとしている。 ○ 希少な動植物の生息が確認された場合は、生息環境を保護・保全に努めることとする。 <p>(2) 景観に対する影響及び配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 釜石市景観計画において「一般地域、市街地景観地区」とされている。 ○ シンプルなデザインとすることで周辺の街並みとの調和に配慮し、地域に親しまれる施設となるよう計画している。
<p>その他</p>	<p>(1) 地域住民等の意見とその対応</p> <p>釜石祥雲支援学校の今後の在り方を協議する「釜石祥雲支援学校環境整備検討協議会」（H26 設置）は、保護者等で組織した「釜石祥雲支援学校の校舎等に関して環境整備を求める会」（H25 設置）の代表をはじめ関係機関のメンバーで構成されており、様々な意見交換を行いながら旧県立釜石商業高等学校跡地に移転新築することを決定（H28）したものであり、地域住民等からも反対意見はない。</p> <p>(2) 施設整備後に想定される運営上のリスクとその対応</p> <p>特になし</p>

総 合 評 価	(1) 総合評価	
	対応方針案	事業実施・要検討・その他 () ()
	<p>○ 総合評価に係るコメント</p> <p>当該校は、昭和 51 年の開校以来、釜石圏域における特別支援教育の中心的な役割を果たしてきており、今後も同様の役割を担うことから、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや多様な学習内容・形態への対応等を踏まえながら、児童生徒が適切に教育活動に取り組むことができる教育環境の整備が必要である。</p> <p>当該校は敷地面積が狭いことから現有地での増改築は困難であるため、旧県立釜石商業高等学校跡地に移転新築する計画としているが、県有地であることから用地取得等の財政負担が生じず、総事業費を抑制できることから、別敷地への移転若しくは現有地に隣接する民有地取得による改修・増築よりもコスト面で有利であり、「新築」による事業実施が妥当であると判断したものである。</p> <p>なお、環境や景観についても、支障となる要因は無いものである。</p>	
	(2) 要検討、その他の場合対応案 —	

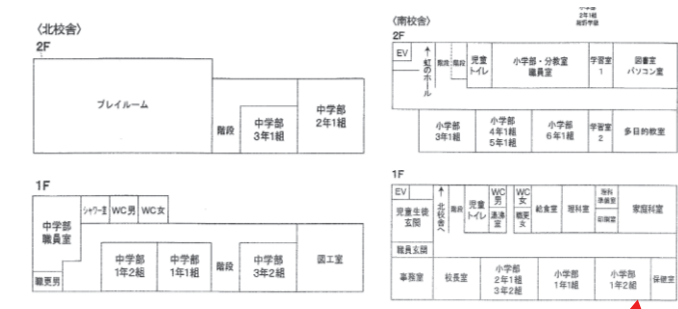
※ 評価対象事業の位置図、計画平面図等を添付すること。

※ 本様式は、標準的な評価項目を示したものであり、事前評価を行う際には、施設の特性に応じて項目の追加や省略、修正するなど適切な評価項目を検討すること。

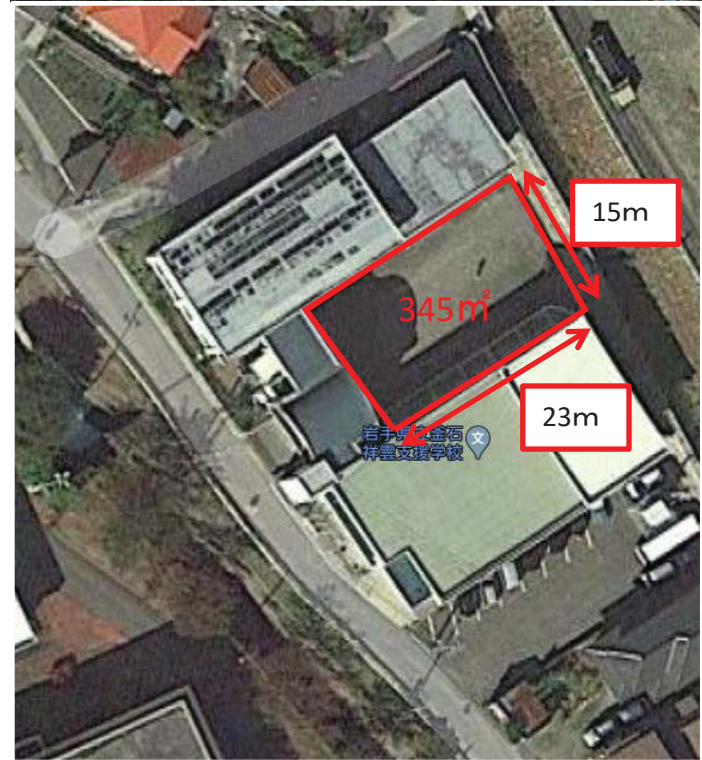
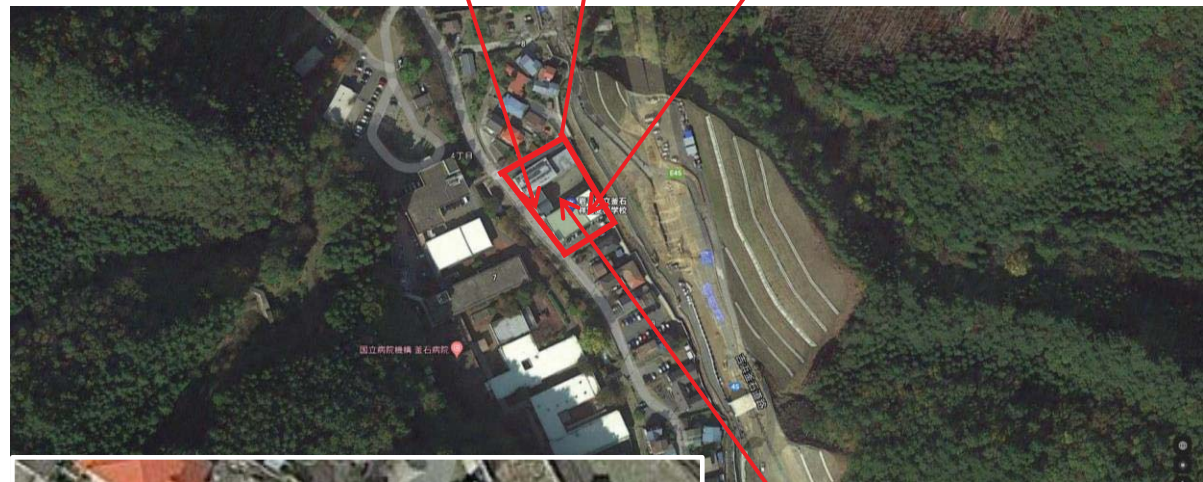
岩手県立釜石祥雲支援学校位置図



①



既存校舎(RC造 2階建 1,662㎡)



運動用地

岩手県立釜石祥雲支援学校建設予定地周辺地図等①

(移転後)

応急仮設住宅(H23.5~R2.5)



旧釜石商業高等学校(S46.10~H21.3)

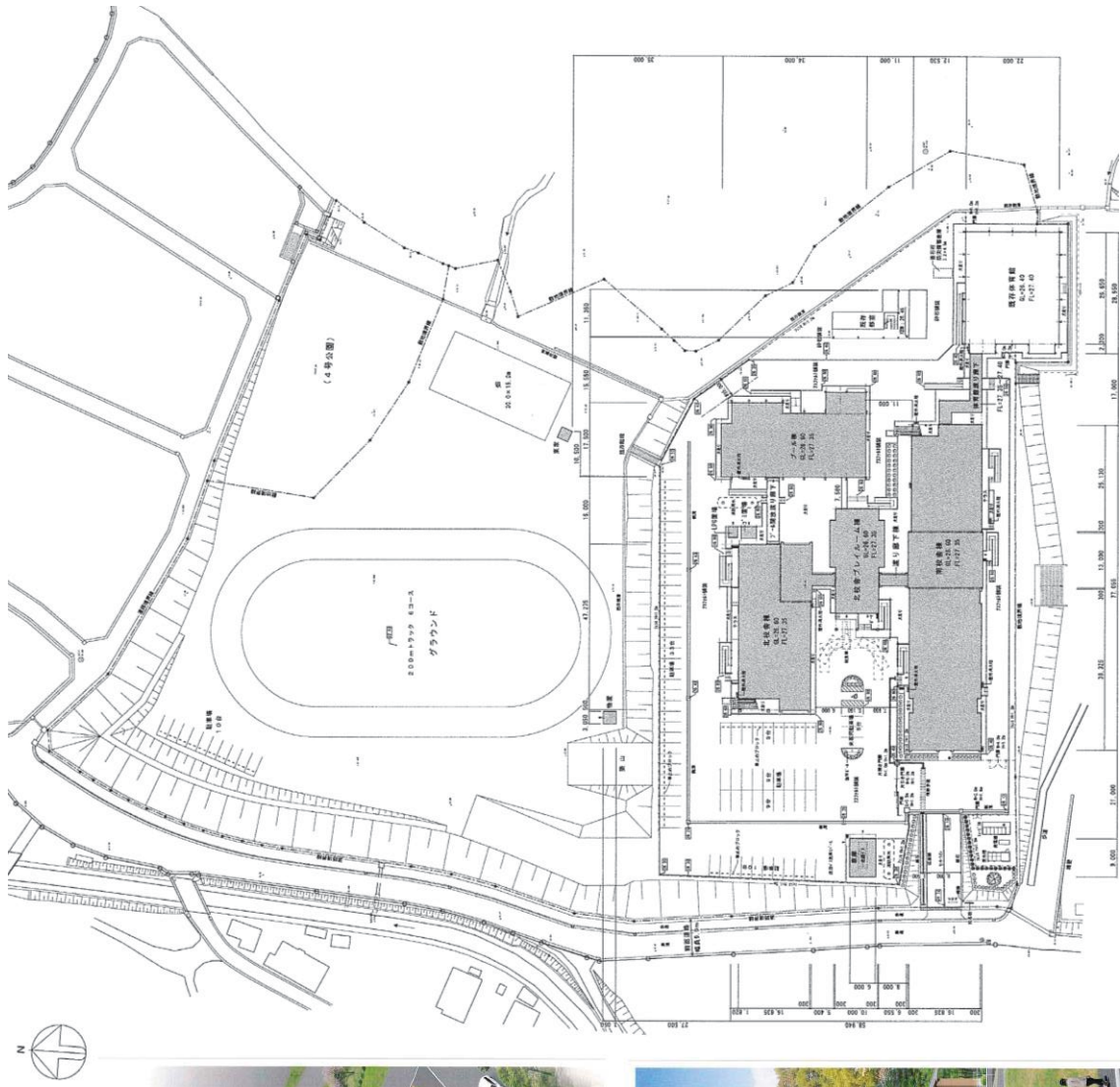


③

岩手県立釜石祥雲支援学校建設予定地周辺地図等②

(移転後)

完成予想パース

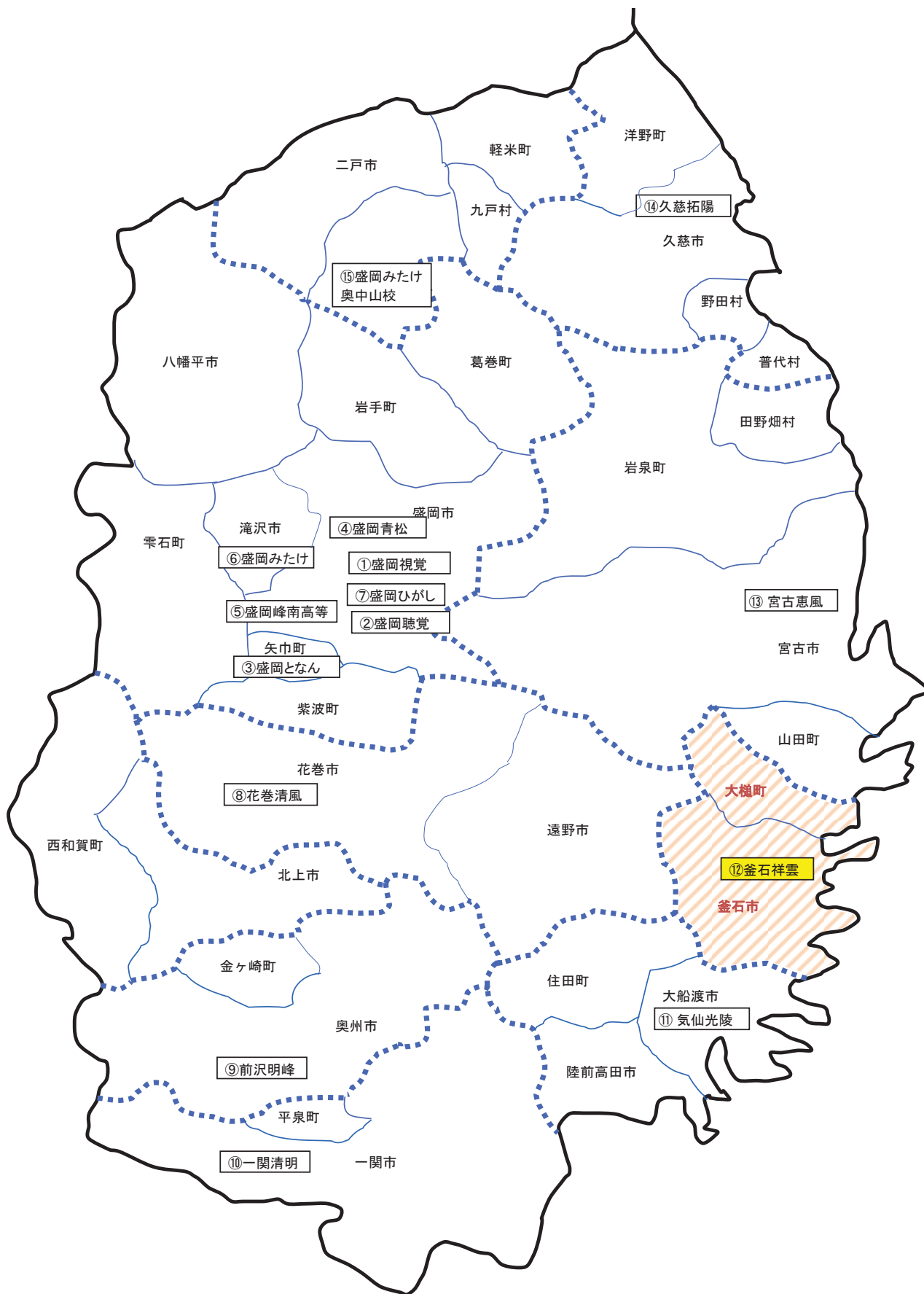


④

「岩手県立釜石祥雲支援学校新築等事業」大規模事業評価 【資料編】

- 1 県立特別支援学校の設置状況 本校14校、分校1校、計15校
- 2 県立特別支援学校児童生徒の出身地の状況 釜石祥雲支援学校 地域内就学割合81.4%
- 3 県内児童生徒数の推移 普通校 (H1 232,184人 → R1 119,815人) 特支 (H1 1,298人 → R1 1,514人)
- 4 既存建物と計画建物の比較
- 5 県内同規模校との児童生徒数、学級数及び施設規模の比較

1 県立特別支援学校の設置状況

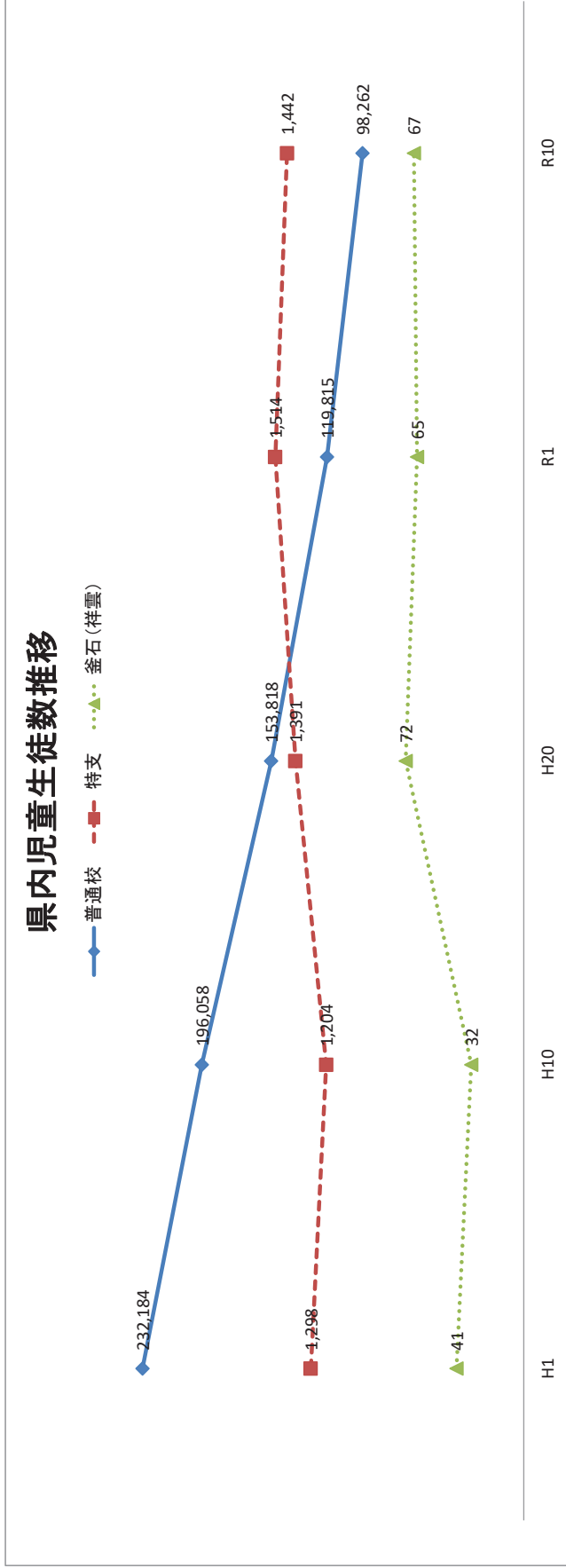


2 県立特別支援学校児童生徒の出身地の状況 (R1.5.1現在)

単位：人

学校名	① 盛岡視覚	② 盛岡聴覚	③ 盛岡となん	④ 盛岡青松	⑤ 盛岡峰南	⑥ 盛岡みたけ	⑦ 盛岡ひがし	⑧ 花巻清風	⑨ 前沢明峰	⑩ 一関清明	⑪ 気仙光陵	⑫ 釜石祥雲	⑬ 宮古恵風	⑭ 久慈拓陽	⑮ 盛岡みたけ 奥中山校	合計	地域内の学校 に就学してい る児童生徒の 割合
市町村																	
盛岡地区	20	27	103	42	43	178	59	16	2	1					12	503	88.4%
中部地区	2	14	10	9	25	5	1	187	3	3	1	2				262	71.1%
奥州地区		2	3	2	13			3	138	8						169	81.6%
一関地区	1		2	5	6				10	157	2					183	85.7%
大船渡地区		1	1		2			1		2	60	3				70	85.7%
釜石地区		2			1	1		1		1	6	57	1			70	81.4%
宮古地区			3	3	6	2	1	2		1		2	74	4		98	74.7%
久慈地区	2			1	3	1								69		76	90.7%
二戸地区	1	2	1		8	2								6	53	73	78.4%
県内 計	26	48	123	62	107	189	61	210	153	173	69	64	75	79	65	1504	
県外 計	1	1	1	2	1					2		1		1		10	
合計	27	49	124	64	108	189	61	210	153	175	69	65	75	80	65	1514	

3 県内児童生徒数の推移



単位：人、%

	H1	H10	H20	R1	R10	【参考】 H1→R1の増減率
普通校児童生徒数 (A)	232,184	196,058	153,818	119,815	98,262	△48.4%
特別支援学校児童生徒数 (B)	1,298	1,704	1,391	1,514	1,442	16.6%
特別支援学校児童生徒数割合 (B) / (A)	0.56%	0.61%	0.90%	1.26%	1.47%	125.0%
釜石祥雲支援児童生徒数	41	32	72	65	67	58.5%

<参考>

児童生徒数内訳	H1	H10	H20	R1	R10
小	27	14	12	18	16
中	14	18	30	15	16
高	—	—	30	32	35

4 既存建物と計画建物の比較

	施設名	既存建物等		計画建物等	
		構造・規模	延床面積	構造・規模	延床面積
1	校舎（南校舎）	RC造2階建	834㎡	W造2階建	2,000㎡
	校舎（北校舎）	RC造2階建	687㎡	W造2階建	1,780㎡
	渡り廊下等	RC造2階建	141㎡	RC造2階建	270㎡
	小計		1,662㎡		4,050㎡
2	屋内運動場（改修による整備）	なし		S造1階建	614㎡
3	屋外プール（機械室含む）	なし		S造1階建	680㎡
4	屋外運動場（グラウンド）		345㎡		10,119㎡
5	校地面積		2,200㎡		28,029㎡

5 県内同規模校との児童生徒数、学級数及び施設規模の比較

① 児童生徒数・学級数

R2.5.1 現在

	釜石祥雲		気仙光陵		宮古恵風		久慈拓陽	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
小学部	21人	8	19人	7	15人	6	29人	8
中学部	13人	4	7人	3	22人	6	12人	4
高等部	35人	8	39人	6	36人	8	35人	7
計	69人	20	65人	16	73人	20	76人	19

② 施設規模

	釜石祥雲(現)	釜石祥雲(新)	気仙光陵	宮古恵風	久慈拓陽	県平均
校舎	1,662㎡	4,050㎡	4,111㎡	3,080㎡	3,553㎡	4,907㎡
屋内運動場	-----	614㎡	671㎡	653㎡	549㎡	743㎡
校舎及び屋内運動場の児童生徒一人当たりの面積	24.09㎡	67.59㎡	73.57㎡	51.14㎡	53.97㎡	—
屋外プール(水槽)	-----	200㎡	202㎡	198㎡	200㎡	212㎡
寄宿舎	-----	-----	1,719㎡	-----	1,796㎡	1,962㎡
校地面積	2,200㎡	28,029㎡	39,390㎡	12,644㎡	30,399㎡	28,290㎡

※施設面積については、建設当時の敷地面積や想定した就学児童生徒数によって異なる。

令和2年度大規模事業事後評価調書 目次

農林水産部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
1	農村建設課	経営体育成基盤整備事業	一関第1地区（一関市、平泉町）	59～66

県土整備部

番号	課名	事業名	地区名	ページ
2	道路建設課	地域連携道路整備事業 （ネットワーク形成型）	和井内道路（宮古市）	67～73

事業名	経営体育成基盤整備事業		補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課				
路線名等	—		地区名	いちのせきだいいち 一関第1	市町村	一関市、平泉町			
事業概要	<p>(1) 事業目的 〔事業根拠法令等：土地改良法〕</p> <p>① 解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 本地区は、北上川右岸に拓けた平坦かつ肥沃な水田地帯であるが、幾度となく発生する北上川の氾濫により、尊い人命や財産が失われるとともに、農作物も冠水や流失などの被害に見舞われる水害常襲地帯であった。 農業生産においては、度重なる水害に加え、ほ場が狭小なため大型機械による農作業の効率化が困難であり、用排水兼用の土水路は浅く、土砂堆積により用水供給に支障をきたすとともに、排水不良のため高収益作物の導入が阻害されるなど、生産性の低い農業経営を強いられており、その改善が大きな課題であった。 このように、「水害対策」と「農業経営の安定」が切実な課題であったことから、水害対策は国土交通省所管の一関遊水地事業で、農業生産基盤の整備は本事業で、それぞれ連携しながら推進してきたものである。 <p>② 整備によって得られる効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田の大区画化と道水路の一体的な整備により、農業の生産条件が飛躍的に向上する。 排水条件の改良により、水田の汎用性が向上し、麦・大豆等の効率的・安定的な生産が可能となる。 意欲と能力のある経営体への農地利用集積の進展により規模拡大が図られ、効率的で安定的な農業経営が確立される。 換地の手法により遊水地事業の堤防等の用地を創設することにより、水害対策の円滑な推進が図られる。 <p>(2) 事業内容 区画整理A=723ha、農道工L=55.0km、用水路工L=60.3km、排水路工L=43.8km、暗渠排水工A=700ha</p> <p>(3) 整備目標等 「希望郷いわての農業農村整備計画（H21～H30）」における指標 水田整備率 H20：63% → H30：66%</p> <p>(4) これまでの評価経緯 平成11年度 事前評価 平成17年度 再評価：事業継続 事業計画の変更等：事業期間の大幅な延長（公共事業予算の大幅な縮減による） 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。 平成22年度 再々評価（再評価後5年経過）：事業継続 事業計画の変更等：事業期間の大幅な延長（他事業との計画調整による） 政策評価委員会の答申：県の評価は妥当。付帯意見なし。</p>								
	事業着手	H12年度	事業期間	H12～H27 H12～H26 H12～H18	最終全体事業期間 (前回評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	—	工事着手	H13年度
	事業費 (百万円)	当初計画 総事業費 (H12) (うち用地費)		前回評価時 総事業費 (H22) (うち用地費)		最終 総事業費 (H27) (うち用地費)		財源	
		11,400 (—)		9,496 (—)		8,399 (—)		国庫	4,199.5
						県費	2,519.7		
						その他	1,679.8		
<p>事業概要図</p> <p>図面の出典：北海道地図株式会社 承認番号：平28情使 第307-GISMAP37585号</p>									

整備効果の発現状況

○作業時間の縮減

10a 当たりの水稻の主要な作業時間（耕起、代かき、田植え、刈取り運搬）は、事業着手前（H11）の38.4時間に対し、事後評価時で9.5時間（約4分の1）となっており、大幅に縮減。

事業完了後、地区内にはRTK-GNSS基地局が設置され、GPSレベラーを活用した高精度・高効率な均平作業など、スマート農業の取組も始められている。

○汎用化による効果

整備された大区画・汎用化水田において、営農組合による利用調整のもと、小麦、大豆、飼料用米、WCS用稲のブロックローテーション栽培により、作業の効率化、連作障害の回避、雑草の抑制を行い、小麦、大豆、飼料用米、WCS用稲の効率的・安定的な生産が可能となっている。

○担い手への農地利用集積の進展

担い手への農地利用集積率は、事業着手前（H11）の20.1%に対し、事後評価時（H30）で67.9%となっており、事業の実施により担い手への農地利用集積が大きく進展。（法人1、個人49）

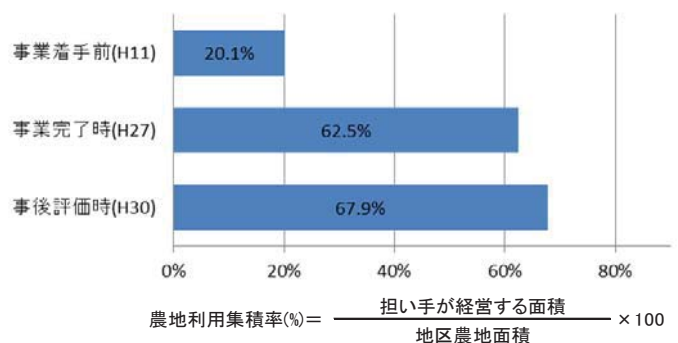
事業の効果を

【事例】農事組合法人 A
 ・ほ場整備を契機に農事組合法人を設立。
 地区内の小麦、大豆、飼料用米、WCS用稲など転作作物の生産を受託。事後評価時には56.4haを受託し、生産性の高い経営を実践。

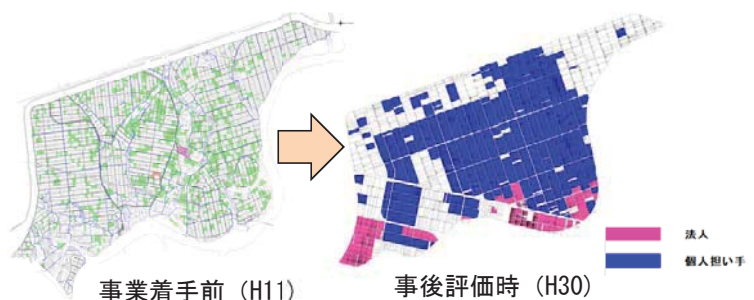
【水稻の主要な作業時間（時間/10a）】



【担い手への農地利用集積率】



【担い手の経営農地の分布】



○費用便益分析

事後評価時の費用対効果分析手法は、「土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針の制定について」（平成19年農林水産省農村振興局長通達）による。

（単位：百万円）

区分		事業着手時 (基準年：H12)	前回評価時 (基準年：H21)	事後評価時 (基準年：R1)	備考
費用項目	事業費	12,000 (事務費含む)	12,147 (事務費、再整備費含む)	16,835 (事務費、再整備費含む)	
	関連事業費	0	1,595	3,727	県営かんがい排水事業 磐井川地区 県営水質障害対策事業 照井堰地区
	総費用(C)	12,000	13,742	20,562	
便益項目	食料の安定供給の確保に関する効果	832	695	984	作物生産効果、営農経費削減効果、維持管理費削減効果、国産農産物安定供給効果
	農村の振興に関する効果	50	52	63	非農用地等創設効果、地積確定効果、文化財調査効果
	年総効果（便益）額	882	747	1,068	
	還元率×（1+建設利息率）	0.0648	割引率 0.04	割引率 0.04	
	総便益額（現在価値化）(B)		18,170	38,730	
	妥当投資額(B)	13,475			
費用便益比(B/C)		1.12	1.32	1.88	
費用便益分析手法		投資効率方式	総費用総便益方式	総費用総便益方式	

※ 費用便益が増減した理由

再評価時：農林水産省では、平成19年3月に費用便益分析手法を「投資効率方式」から「総費用総便益方式」に見直した。事後評価時：評価時点における農業経営状況に基づき効果額を算定したことによる。

受益農家を対象にしたアンケート結果

○アンケート結果から考察する効果の発現状況

(1) 農家の経営規模について (問1)

- ① 経営規模 2 ha未満が回答者の52%、経営規模10ha以上が回答者の10%である。
 - ・ これは、経営規模の大きい担い手が育成され、地区の3分の2の農地において効率的な農業経営が展開される一方、依然として、経営規模の小さい農家が約半数を占めている現状を表している。

(2) 農家が評価した事業評価 (問2、問3、問4)

- ① 回答者の88%が「事業を実施して良かった」と回答。
- ② 回答者の79%が「事業によって営農時間が短縮した」と回答。
 - ・ これは、水田の大区画化や農道整備により、大型農業機械による営農が可能となったほか、安定した用水供給が可能となったことにより、作業効率の高い農業を行うことができるようになったためと推察される。
- ③ 回答者の81%が「事業によって用水路、排水路の維持管理が楽になった」と回答。
 - ・ これは、用水路がパイプライン化され水管理が楽になったことや、排水路のコンクリート装工化により、水路の泥上げの労力が大幅に低減されたことによるものと推察される。
 - ・ 一方で7%が「いいえ」の回答。この理由は、整備後の排水路法面が長く急なため、草刈りに苦労していることなどである。

(3) 生産コストの縮減 (問5)

- ① 回答者の49%が「生産費が低減した」と回答した一方で、29%が「どちらでもない」であった。
 - ・ 「生産費が低減した」と回答した理由は、水田の大区画化と農地利用集積の進展による経営面積の拡大により効率的な農業経営が可能となったためと推察される。
 - ・ 「どちらでもない」と回答した理由は、経営規模の小さい自己完結農家においては、生産費の多くを占める農業機械経費の縮減が進んでいない等と推察される。

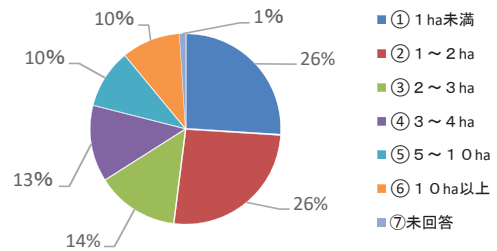
○アンケート調査結果

① 調査対象	: 地区内全戸の農家 (252人の耕作者)
② 調査時期	: 令和元年10月～11月
③ 回収結果	: 有効回答率89% (225/252)
④ 回答者属性	: 年齢 39歳以下(2%)、49歳以下(2%)、59歳以下(14%)、69歳以下(41%)、70歳以上(41%)

利用者等の意見

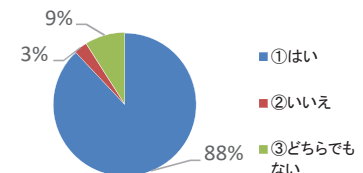
(問1) 経営規模を教えてください。

- ① 1 ha未満 26%
- ② 1～2 ha 26%
- ③ 2～3 ha 14%
- ④ 3～4 ha 13%
- ⑤ 5～10 ha 10%
- ⑥ 10 ha以上 10%
- ⑦ 未回答 1%



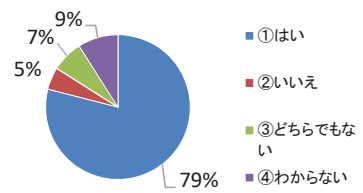
(問2) ほ場整備事業を実施して良かったですか？

- ① はい 88%
- ② いいえ 3%
- ③ どちらでもない (未回答含む) 9%



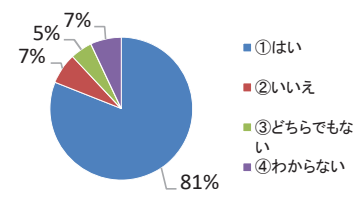
(問3) ほ場整備事業によって、営農時間が短縮しましたか？

- ① はい 79%
- ② いいえ 5%
- ③ どちらでもない 7%
- ④ わからない (未回答含む) 9%



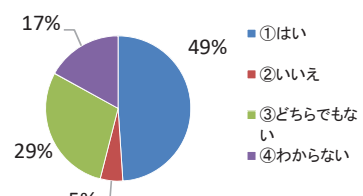
(問4) ほ場整備事業によって、用水路、排水路の維持管理が楽になりましたか？

- ① はい 81%
- ② いいえ 7%
- ③ どちらでもない 5%
- ④ わからない (未回答含む) 7%



(問5) ほ場整備事業によって、生産費が低減しましたか？

- ① はい 49%
- ② いいえ 5%
- ③ どちらでもない 29%
- ④ わからない (未回答含む) 17%



社会
経済
情勢
等
の
変
化

(1) 事業着手時と事後評価時の社会情勢の変化

- ・ 本地区は、ほ場整備を契機に担い手への農地利用集積を進めるため、平成11年度に事業計画を策定し、平成12年度から事業を開始。
- ・ 平成19年度に土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給、地域農業の維持発展を図ることを目的として「水田・畑作経営所得安定対策」が導入された。
- ・ 平成26年度に、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることを目的として「農地中間管理事業」がスタート。
- ・ 平成28年度に「新たな土地改良長期計画」が策定され、豊かで競争力のある農業を実現するため、担い手の体質強化と産地収益の向上を政策目標に取り組むこととしている。
- ・ 平成30年度に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」では、生産コストの低減や畑作物等の生産拡大を図るため、水田の大区画や排水改良、畑地かんがいなど、農業生産基盤の計画的な整備を推進することとしている。

○関連する開発プロジェクト等の状況

- ・ 関連事業名： 国土交通省 一閑遊水地事業
- ・ 関連事項： 本事業の換地手法を活用して堤防等用地を102.8ha創設することにより、一閑遊水地事業の計画的な推進が図られた。また、一閑遊水地事業の建設残土をほ場整備工事の表土として有効活用することにより、遊水地事業側においてもコスト縮減（残土処理費の低減）が図られ、連携によるメリットは両事業に生じた。

(2) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)

- ・ 岩手県自然環境保全指針による保全区分は、「D:5.6%、E:94.4%」である。
- ・ 本事業区域内において、希少野生動植物が確認されており、有識者の指導のもと生息適地への移植などにより対応した。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地は事業範囲内に存在するが、試掘調査や発掘調査等を実施し、その保護を行った。(事業完了後の環境の変化)
- ・ 周辺環境の変化は特に見当たらない。

(事業名) 経営体育成基盤整備事業					評価の概要					
事業の概要					事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費(百万円)	完成時事業費(百万円)	再評価年度	事業の効果等	利用者の意見	社会経済情勢等の意見			
H12	H27	11,400	8,399	H22	発現している	肯定的な意見が多い	重大な変化なし	なし	なし	なし

今
後
の
課
題
等

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

① 総括的なコメント

- ・ 水田の大区画化や農道の整備により大型機械の導入が可能となり、生産コストの低減が図られるとともに、農地利用集積率の向上によって担い手の確保・育成が図られ、効率的な営農が行われている。
- ・ 排水路や暗渠排水の整備により排水不良が解消されたことから、小麦や大豆等の転作作物のブロックローテーション栽培による効率的・安定的な生産が行われている。
- ・ 農道が整備され車両が通行しやすくなり、農作業のみならず地域住民の生活環境の改善にもつながっている。

以上により、当初期待された事業効果は十分に発揮されている。

② 改善措置の必要性

- ・ 特になし。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

① 今後の同種の事業計画・調査のあり方

- ・ 水田の大区画化等により機械作業が効率化され、水稻や小麦等の生産コストが低減されること、事業を契機に育成された担い手への農地利用集積が図られることから、ほ場整備事業は低コスト生産、農地利用集積の促進に有効な手段である。
- ・ 整備された農地の一層の効果発現を図るため、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の更なる集積・集約化による経営の効率化、余剰労働力を活用した高収益作物の導入などを通じた農家所得の向上を進める必要がある。

② 事業評価手法の見直し必要性

- ・ 特になし。

大規模公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	いちのせきだいいち 一関第1	市町村	一関市、平泉町

○ 地区全景



耕作道



用排水路



幹線道路



耕作道



用水路 (パイプライン)



排水路

大規模公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	いちのせきだいいち 一関第1	市町村	一関市、平泉町

○整備後の大区画ほ場における大型機械による作業状況



【耕起】



【田植え】

○環境配慮事項



【稲刈り】



【ビオトープ施設】

○関連施設の状況



【一関統合揚水機場（用水源）】



【平泉統合揚水機場】

大規模公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課
路線名等	—	地区名	いちのせきだいいち 一関第1	市町村 一関市、平泉町

○転作作物等の作付状況

暗渠排水や排水路整備により、水田の汎用化が図られ、小麦、大豆、WCS用稲などの転作作物が効率的・安定的に生産されている。



【小麦】



【大豆】



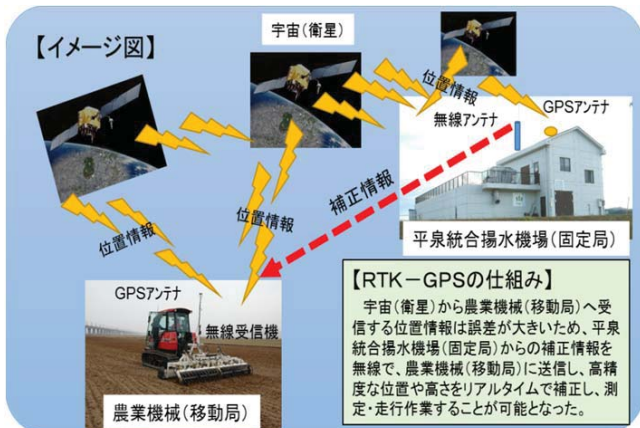
【WCS用稲】



【たまねぎ】

○スマート農業の取組み

地区内には、RTK-GPS基地局が設置（H29.3）され、スマート農業導入の環境が整備済。併せて、高精度・高能率に均平作業を可能とするGPSレバラーが導入され、スマート農業技術を活用した効率的な農業の取組が進められている。現在、農業機械の自動操舵システムの導入の検討が進められている。



【RTK-GPSの仕組み】

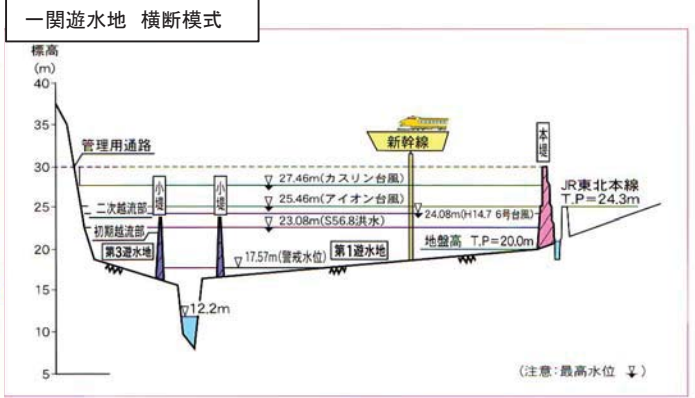
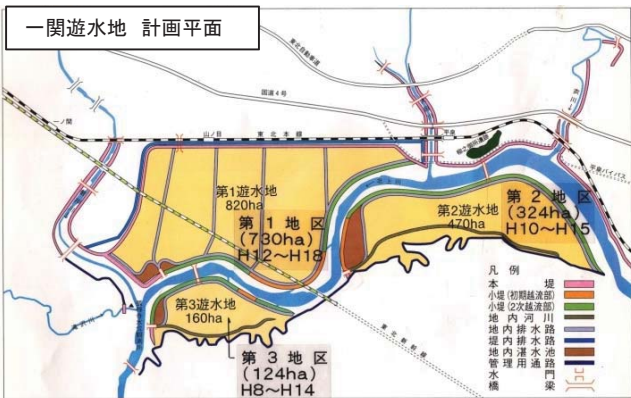


【GPSレバラー】

大規模公共事業評価 事後評価調書 (付表)

事業名	経営体育成基盤整備事業	補助・単独	担当部課名	農林水産部農村建設課	
路線名等	—	地区名	いちのせきだいいち 一関第1	市町村	一関市、平泉町

一関遊水地事業



地区内の湛水状況 (平成14年7月 台風6号)



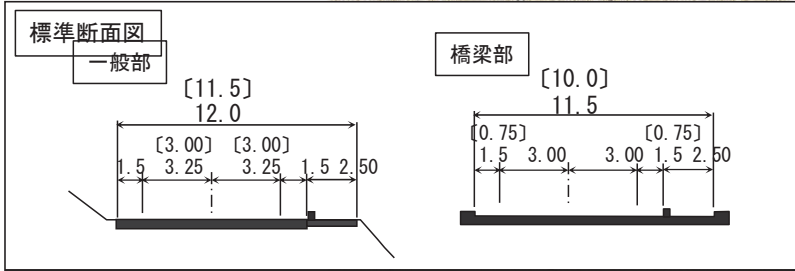
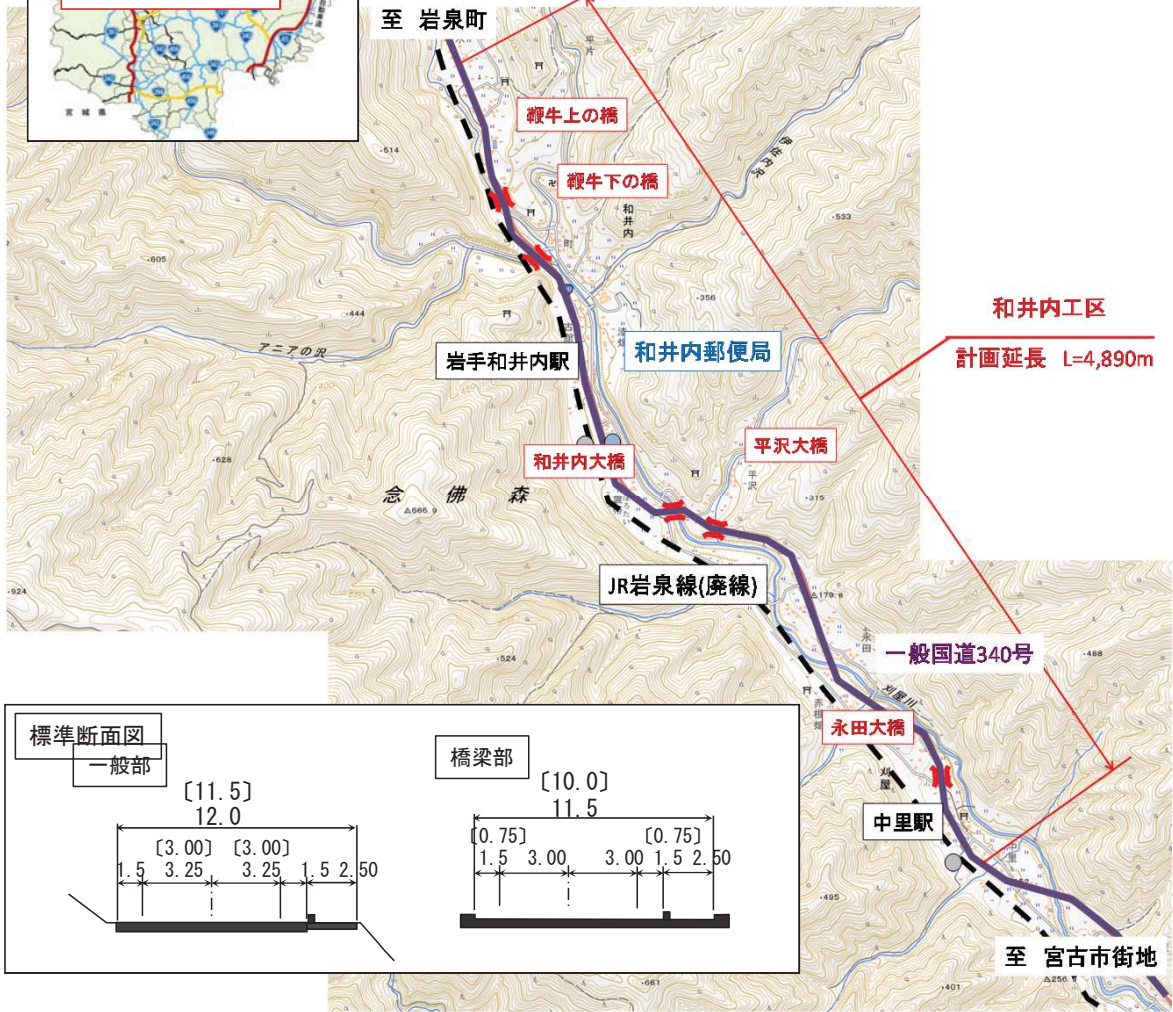
地区内の湛水状況 (平成23年9月 台風15号)

事業名	地域連携道路整備事業 (ネットワーク形成型)		補助 単独	担当部課名	県土整備部 道路建設課								
路線名等	一般国道340号	地区名	わいなき どうろ 和井内道路	市町村	宮古市								
〔事業根拠法令等：道路法第12条、第50条〕													
事業概要	<p>(1) 事業目的</p> <p>○路線の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国道340号は、岩手県陸前高田市を起点とし、青森県八戸市へ至る路線であり、北上高地を縦断する唯一の幹線道路として、沿線地域の住民の生活はもとより、防災や地域間交流の面で重要な役割を担っており、緊急輸送道路に指定されている。 特に防災面においては、「岩手県広域防災拠点整備構想」が策定され、沿岸部と内陸部の中間エリアに二戸、葛巻、遠野、北上の計4エリアの広域防災拠点（後方支援拠点）を配置することとなり、当該路線が担う役割が増している。 また、当該区間に並行するJR岩泉線の廃線後は、当該路線を利用して鉄道の代替交通となる路線バスが運行されることとなった。 <p>○整備前の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該区間は、集落内を通過する唯一のバス路線でありながら、幅員狭小や線形不良により大型車すれ違いが困難な隘路区間となっていた。 また、一部区間においては歩道が未整備となっており、住民の安全で円滑な通行に支障をきたしていた。 <p>○整備によって得られた効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員狭小及び線形不良を解消し、また歩道を整備することで、速達性及び安全性が向上し、緊急輸送道路としての機能強化及び鉄道代替交通となるバス運行等の安全で円滑な交通確保による地域間の交流連携の促進が図られた。 												
	<p>(2) 事業内容</p> <p>計画延長：L=4,890m、計画幅員：W=6.5(12.0)m、主要構造物：橋梁N=5橋</p>												
	<p>(3) 整備目標等</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員狭小、大型車すれ違い困難区間の解消：L=4,890m 歩行安全性、快適性の向上：L=4,890m（片側歩道設置） 												
	<p>(4) これまでの評価経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 1997年(H9)：事前評価 1999年(H11)：工事着手 2000年(H12)：一部供用開始（L=280m（5.7%）） 2004年(H16)：一部供用開始（L=580m（17.6%）） 2006年(H18)：再評価（事前評価から10年が経過したもの。評価委員会の意見「事業継続」） 一部供用開始（L=120m（20.0%）） 2007年(H19)：一部供用開始（L=780m（36.0%）） 2011年(H23)：再々評価（再評価から5年が経過したもの。評価委員会の意見「事業継続」） 一部供用開始（L=390m（44.0%）） 2017年(H29)：全線供用開始（L=2,740m（100.0%）） 2018年(H30)：事業完了 												
事業着手	H9年度	事業期間	H9 ～ H30 (H22)	最終全体事業期間 (前回評価時全体計画期間) (当初全体計画期間)	用地着手	H10年度	工事着手	H11年度					
事業費	当初計画 総事業費 H9年 (うち用地費)	前回評価時 総事業費 H23年 (うち用地費)	最終 総事業費 H30年 (うち用地費)	財源									
百万円	4,400.0 (154.4)	4,400.0 (167.1)	5,466.0 (191.0)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国庫</td> <td>3,355.9</td> </tr> <tr> <td>県単</td> <td>2,108.4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1.7</td> </tr> </table>				国庫	3,355.9	県単	2,108.4	その他	1.7
国庫	3,355.9												
県単	2,108.4												
その他	1.7												

事業概要図



計画延長		4,890m
計画幅員	一般部	6.0(11.5)m
		6.5(12.0)m
橋梁部	鞭牛下の橋	6.0(10.0)m
	その他橋梁	6.0(11.5)m
設計速度		60km/h
事業期間		H9~H30
全体事業費		約55億円



事業概要

状況写真 (左：整備前、右：整備後)



整備効果の発現状況

【幅員狭小・線形不良の解消】

一部バイパス区間を設け、計画区間全線を2車線（一般部最小幅員：11.5m）とすることにより、幅員狭小、急カーブが連続する隘路区間を解消し、安全で安心な交通の確保を行ったもの。

	整備前	整備後	備考
延長	4.98km	4.89km	約0.1kmの短縮
最小幅員	W=4.1m	W=11.5m	
車線数	1～2車線	2車線(全線)	
最小曲線半径	R=15m	R=160m	
最急勾配	I=7.4%	I=5.9%	
設計速度	20km/h	60km/h	

【歩行者の安全性確保】

整備前、一部区間において歩道未整備であったが、全区間歩道整備されたことにより、歩行者の安全性が確保できた。

また供用開始（H30.3.30）後は当該区間において事故が発生しておらず、前述と同様、安全性の確保が図られた。



R2.7撮影(幅員確保、歩道整備状況)

○費用便益分析(全線供用による便益計算)

(単位：百万円)

区分		事業着手時 (基準年：H9)	再評価時 (基準年：H18)	再々評価時 (基準年：H23)	事後評価時 (基準年：R2)
費用項目	改築費	3,289.0	4,284.6	4,578.8	7,829.2
	維持費	436.2	519.1	221.9	315.8
	総費用 (C)	3,725.2	4,803.7	4,800.7	8,145.0
便益項目	時間短縮便益	1,781.7	1,731.5	2,126.8	3,792.7
	走行時間減少便益	25.7	20.3	105.8	126.2
	事故減少便益	1.2	1.4	0.0	0.0
	3便益 ①	1,808.6	1,753.2	2,232.6	3,918.9
	環境改善便益	2.4	2.9	-51.6	24.6
	拡張便益	3,255.7	3,131.2	1,768.8	2,582.2
	その他便益 ②	3,258.1	3,134.1	1,717.2	2,606.8
	小計 ①+②	5,066.7	4,887.3	3,949.8	6,525.7
	修正便益 ③	3,222.4	3,108.3	2,429.1	4,028.2
	総便益 (B) ①+②+③	8,289.1	7,995.6	6,378.9	10,553.9
費用便益比 B (①+②) / C		1.4	1.0	0.8	0.8
(参考) 修正費用便益比 B (①+②+③) / C		2.2	1.7	1.3	1.3

将来交通量 1,400台/日 (H32) 1,140台/日 (H32) 660台/日 (H42) 810台/日 (H42)

費用便益分析が変化した理由

(1) 総費用の増額

資材・労務単価の上昇による増額のため (H23東日本大震災津波後から約130%の増)

【増額内訳】

- ・ 本工事費 : 800百万円 増 (H23比 133.1%)
- ・ 用地補償費 : 160百万円 増 (H23比 111.9%)
- ・ 測量試験費 : 100百万円 増 (H23比 117.7%)

(2) 便益の増

共通事項 : H23再々評価時と比較し交通量が増加。

時間短縮便益 : 走行速度は変更無いが、交通量の増加に伴い便益が増となった。

(3) 費用便益比

前回評価時から費用便益比の変化は無い。

事業の効果等

○利用者アンケート調査内容

①調査対象：宮古市

A：沿線住民
B：特定利用者

行政区画毎に行政連絡員が配布・回収し、最終的に宮古土木センターが回収
郵送により各事業所に送付し、回答記入後同封した返信用封筒により宮古土木センターへ返送

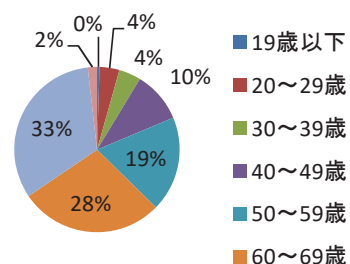
※特定利用者とは、行政、観光、学校、警察、消防、地域内事業者、その他

②調査対象者数：456名（A：357名、B：99名）

③調査時期：令和2年6月3日～6月25日

④回収結果：391名（A：323名、B：68名）
：85.7%（A：90.5%、B：68.7%）

⑤回答者属性：男性270名、女性101名、無回答20名

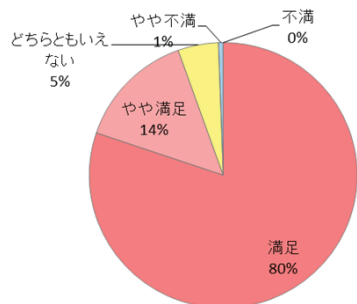


○アンケート結果

(1) 整備に対する満足度（質問：新国道が整備されたことに対してどのように感じていますか。）

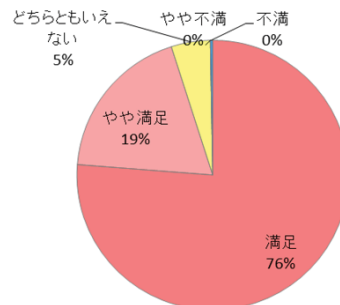
1 新国道について

①大型車すれ違い困難箇所の解消がされた



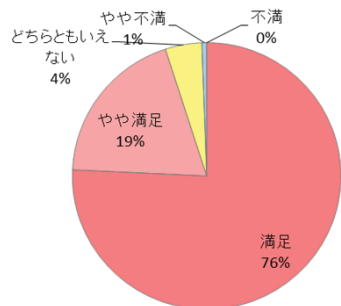
回答数：344名

②カーブが少ない道路が整備された



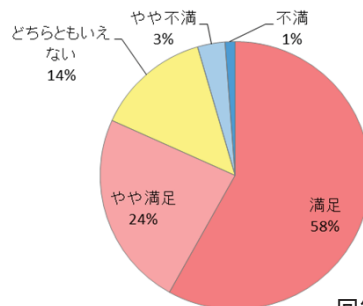
回答数：345名

③歩道が整備された



回答数：342名

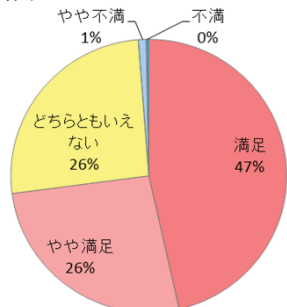
④除雪した雪をためられる広い路肩が確保された



回答数：334名

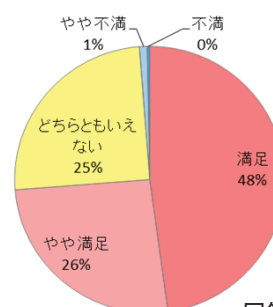
2 旧国道について

①交通量が減少した



回答数：325名

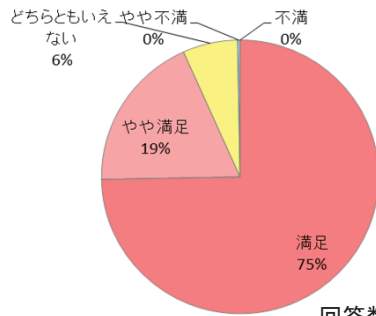
②交通事故の心配が減少した



回答数：324名

利
用
者
等
の
意
見

3 全体として



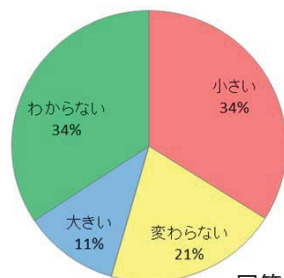
回答数:344名

【考察】

- 各設問において、「満足」または「やや満足」と答えた方が、全体の70%を超える結果となった。
- また、事業全体としての意見についても「満足」または「やや満足」と答えた方が全体の90%を超え、道路整備に対する満足度は高いと考えられる。

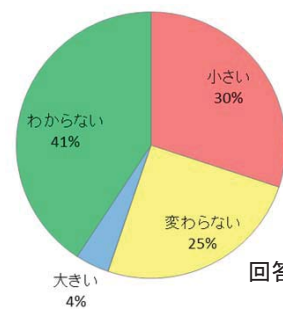
(2) 環境変化（質問：整備後の和井内地区の環境について、どのように感じていますか。）

①騒音について



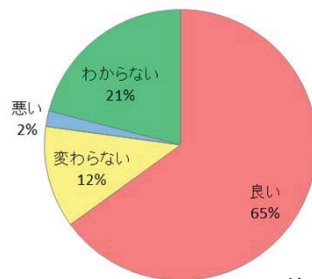
回答数:327名

②排気ガスについて



回答数:319名

③景観について

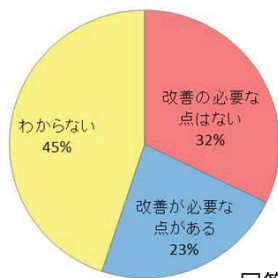


回答数:320名

【考察】

- 騒音・排気ガスについて、道路整備以前と比較して「小さい」と答えた人の割合が30%程度となった一方、「大きい」と答えた人の割合が11%と4%となり、整備による環境への影響は小さいと考えられる。
- 景観について、道路整備以前と比較して「良い」と答えた人の割合は65%となり、整備による景観へ良い影響を与えたと考えられる。

(3) 道路整備について（質問：国道340号和井内地区の道路整備について、改善が必要な点がありますか。）



回答数:283名

【考察】

- 「改善の必要な点はない」と答えた人の割合は32%となり、それに対し、「改善の必要な点がある」と答えた人の割合は23%となった。
- 改善が必要な点として挙げられた意見の殆どが、当事業に対するものではなく、当該工区以北の道路整備や新国道へのアクセス道路への要望に加え、新国道の今後の維持管理についての要望を受けている。

社会経済情勢等の変化

(1) 事業着手時と事後評価時の社会経済情勢の変化

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波後には、岩手県東日本大震災津波復興計画復興実施計画において災害に強い交通ネットワークの構築として、三陸復興道路整備事業を進めることとしており、当該事業は「復興支援道路」に位置付け道路整備を行ったものである。
また、当該区間に並行するJR岩泉線が平成26年4月1日に廃線となり、鉄道の代替交通となる路線バスが運行されている。

(2) 関連する開発プロジェクト等の状況

宮古市茂市から岩泉町落合までの約35kmの内、当該工区を含め現在約13kmが改良済みであり、市町境に位置する押角峠工区（L=3.7km）については、令和2年度中に供用を開始する予定である。
また、和井内から押角峠工区までの未改良区間の一部（L=1.7km）においても、令和2年度より事業着手しており、鋭意事業を推進しているところである。

(3) 自然環境等の状況及び環境配慮事項

(動植物、地形・地質、歴史文化、景観等の状況及び岩手県自然環境保全指針による保全区分)

- ・ 岩手県自然環境保護指針による環境保全区分：「D」
- ・ 希少野生動植物の有無：有り
- ・ 埋蔵文化財：有り

(事業実施において環境に配慮した事項)

- ・ 再生AS合材や再生砕石を使用している。
- ・ 切土・盛土は植生緑化している。

(事業完了後の環境の変化)

- ・ 景観に関するアンケートの結果、「良い」と答えた人の割合が60%を超え、「悪い」と答えた人の割合（2%）を大幅に超えており、概ね良好な結果となった。

今後の課題等

(事業名)		地域連携道路整備事業（ネットワーク形成型）				評価の概要					
事業の概要						事業効果等の検証等			改善措置の必要性	事業計画・調査のあり方の見直し	評価手法の見直し
着手年度	完了年度	当初事業費 (百万円)	完成時事業費 (百万円)	再評価 H18年度	再々評価 H23年度	事業の効果等	利用者等の意見	社会経済情勢等の変化			
H9	H30	4,400.0	5,466.0	4,400.0	4,400.0	発現している	肯定的な意見が多い	重大な変化あり(※)	なし	なし	なし

(※東日本大震災後に復興支援道路への位置付け)

(1) 当該地区についての総括的なコメント及び改善措置の必要性

①総括的なコメント

本事業は、国道340号の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通機能を確認することを目的としたものであり、整備前と比較して、幅員拡大による走行速度の向上や歩道整備による歩行者の安全性の確保などの効果が得られている。

また、令和2年6月に実施したアンケートによると、事業全体の整備に対する満足度も高いことから、事業の目的を概ね達成しているものと考えられる。

②環境改善の必要性

アンケートの結果から、事業の目的を概ね達成していることを確認しており、改善措置の必要性は無いものと考えられる。

(2) 今後の同種の事業計画・調査のあり方や事業評価の見直しの必要性

①今後の同種の事業計画・調査のあり方

今後とも、地域特性や道路に係る課題等について、地元の要望や懇談回答を通じ的確に把握し、地域住民等の合意形成を図りながら事業計画に反映させていきたい。

②事業評価の見直しの必要性

事業着手時に想定した効果が得られていることから、事業評価手法の見直しの必要性はないと考えている。

大規模公共事業 事後評価調書（付表）

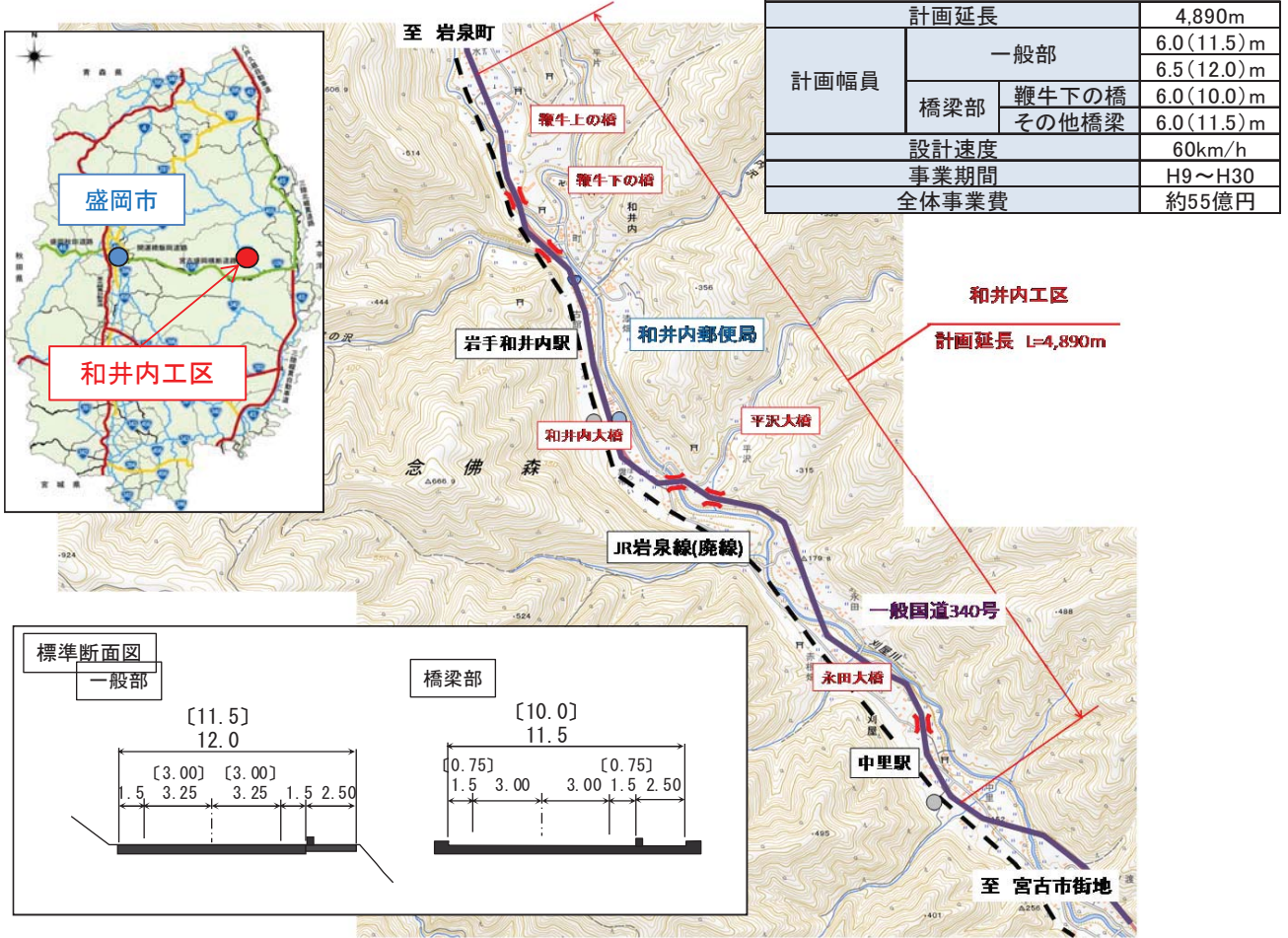
事業名	地域連携道路整備事業 (ネットワーク形成型)	補助	単独	担当部課名	県土整備部 道路建設課
路線名等	一般国道340号	地区名	わいない とうろ 和井内道路	市町村	宮古市

○事業概要

- 平成 9年度 : 事業着手
- 平成11年度 : 工事着手
- 平成12年度 : 終点部（北側）L=280mの供用開始
→以後、順次舗装工事完了した区間から供用開始
- 平成23年度 : **東日本大震災津波発生**
→一般国道340号を「復興支援道路」に位置付け
- 平成29年度 : 改良舗装工事が全て完了し全線供用

年度	状況	進捗率
H 9年度	事業着手	
H11年度	工事着手	
H12年度	一部供用 (L=280m)	5.7%
H16年度	一部供用 (L=580m)	17.6%
H18年度	一部供用 (L=120m)	20.0%
H19年度	一部供用 (L=780m)	36.0%
H23年度	一部供用 (L=390m)	44.0%
H29年度	全線供用 (L=2,740m)	100.0%

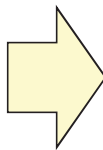
○事業概要図



整備前（幅員狭小・線形不良状況）



整備後（2車線化・歩道整備状況）



公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

1 事後評価実施計画の策定に関する規定について

・公共事業評価実施要領 抜粋

第4 各部長は、毎年度、政策企画部長が定める日までに、当該年度の翌年度から起算して3年度目に事後評価の対象として見込まれる事業を政策企画部長に報告するものとする。

2 政策企画部長は、前項による各部長からの報告に基づき、条例第9条の規定により設置する岩手県政策評価委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いたうえで、翌年度以降3年度間における当該計画を策定する。

・大規模事業評価実施要領

同上

・事後評価の対象

事業名	評価の対象（実施要領第2第2項）
道路事業	事業完了後概ね3年を経過したもの
農業農村整備事業	事業完了後概ね5年を経過したもの
その他の事業（道路事業、農業農村整備事業及び水産基盤整備事業以外の事業）	事業完了後概ね3年から5年を経過したもの
水産基盤整備事業	事業完了後概ね3年から6年を経過したもの
大規模施設整備事業	事業完了後概ね5年を経過したもの

2 公共事業及び大規模事業の事後評価実施計画の策定について

今年度においては、令和3年度から令和5年度までの3年度分の計画を策定することとし（別紙1の年次計画を参照）、各部局に対象事業を照会のうえ、以下の方針により計画案を別紙2のとおり作成した。

(1) 公共事業事後評価実施計画

【令和3年度及び令和4年度】

- ・ 昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。

【令和5年度】

- ・ 事業実施地区の多い道路事業及び農業農村整備事業について、いずれの事業にも評価対象に公共事業が該当したことから、当該事業を選定。
- ・ その他事業については、年度ごとの完了地区数が少ないため、令和4年度に3年度分（平成5年度から7年度まで）をまとめて選定する予定。

(2) 大規模事業事後評価実施計画

【令和3年度及び令和4年度】

- ・ 昨年度策定した当該年度分の計画と同一とする。

【令和5年度】

- ・ 道路事業及び農業農村整備事業については該当なし。
- ・ その他事業については、年度ごとの完了地区数が少ないため、令和4年度に3年度分（令和5年度から7年度まで）をまとめて選定する予定。
- ・ 大規模施設整備事業について、対象となる事業が3事業あるが、委員会での十分な説明時間を確保するため、そのうち1事業を令和6年度とする。

公共事業事後評価候補地区の選定方針一覧表

事業名	選定方針
農業農村整備事業	<p>本事業の中には、様々な性格の事業があることから、次のように事業分類し、事業分類別に①再評価、②事前評価、③総事業費の優先順位で地区を選定。</p> <p>1 ほ場整備事業（各年度2地区）、2 農業水利事業（各年度1地区）、3 農道整備事業（2年度1地区）、4 中山間事業（2年度1地区）、5 土地総事業（2年度1地区）、6 防災事業（2年度1地区）</p> <p>※ カッコ内の事業分類別選定地区数は、今後予定されている事業費シェアにより算出している。今後は「ほ場整備事業」が非常に多く、次いで「農業水利事業」、「農道整備事業」という順で予定されている。</p> <p>規模の大きい地区（総事業費50億円以上）及び小さい地区（総事業費1億円未満）は除外。</p>
治山事業	過去に事前評価を実施しており、完了後概ね3年を経過した地区のうち、総事業費の大きい5地区を選定。
林道事業	事前評価又は再評価を実施した地区かつ事業完了後概ね3～5年を経過した地区を選定。
水産基盤整備事業	以下の順に5地区を選定。 ①漁港関係、漁場関係、漁村関係事業別の完了年の古い順、②過去に事前評価を実施した地区、③事業費の大きい地区
道路事業 (道路建設)	以下の順に5地区を選定。 ①事後評価を実施していない事業（予定も含む）、②過去に事前評価を実施した地区、③過去に再評価を実施した地区、④総事業費の大きい地区
道路事業 (道路環境)	<ul style="list-style-type: none"> 道路環境課においては様々な道路事業を所管していることから、事業ごとに事前評価を実施した地区を選定。 事前評価を実施した地区が複数ある道路事業においては、総事業費の大きい地区を選定。
河川事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
海岸事業	過去に事前評価又は再評価を実施した地区並びに総事業費の上位3箇所を選定。
砂防事業	事前評価を実施した箇所で、完了後概ね5年を経過した砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業から、事業費の大きい箇所を1箇所ずつ選定。
都市計画事業	事業完了地区のうち、交通量等が多い地区で都市内の課題である渋滞等が顕著であった地区を選定。
下水道事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。
公営住宅建設	本事業の中には、建替事業と改善事業の2つの性格の事業がある。対象となる事業について、建替事業から1か所、改善事業から2か所該当する事業を選定。
港湾事業	事業完了後概ね5年を経過した地区を選定。

公共事業事後評価実施計画 (案)

事後評価実施年度	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費(千円)	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考
R 3	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	白山	奥州市	区画整理 275.0ha 排水路 3,756m 暗渠排水 159.6ha	3,717,664	H12	H27	-	H22	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
	道路事業(道路環境)	地域連携道整備事業(市町村道代行整備)	宮古市道北部環状線	宮古市山口	道路改築L=1,842.3m 橋梁L=170.7m トンネルL=318.0m	4,700,000	H23	H28	H22	-	地域医療の支援や、冬期間の安全で円滑な道路通行を確保するため、医療機関へのアクセスが向上し、道路除雪に必要な耐雪幅を確保した道路整備を行ったもの。
	公営住宅建設事業	公営住宅建設事業	盛岡市	松園アパート	個別改善工事 4棟96戸	727,593	H23	H29	H22	-	実施内容・個別改善(居住性向上、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型)
R 4	農業農村整備事業	かんがい排水事業	鹿妻新堰	盛岡市	水路工 5,097m	970,096	H22	H29	H21	-	持続的な農業生産の確保に向け、農業用水の確保や水利用の安定化・合理化を図るため、基幹的な農業用排水施設を整備する。
	林道事業	林道整備事業	八戸・川内	岩泉町	林道改良 L=1,678m	1,207,567	H23	H30	H22	-	青森県八戸市と宮古市川内を結ぶ2車線全線舗装の林道。法面の経年劣化が激しいことから交通の安全を確保したものの。
	砂防事業	通常砂防事業	馬淵川水系	馬淵の沢	砂防えん堤 1基 渓流保全工 1式	350,000	H22	H28	H21	-	本溪流は渓岸侵食が進行し、土石流の危険性が高いことから、砂防施設を整備したものの。
R 5	農業農村整備事業	畑地帯総合整備事業	東奥中山地区	一戸町	畑かん施設 415ha 排水路 5,710m 農道 3,379m 環境保全施設 1式	2,189,254	H14	H30	H13	H27	地域の特性を活かした園芸産地の確立を図るため、畑地かんがい施設、農道や暗渠排水等を一体的に整備する。
	道路事業(道路環境)	道路環境改善事業(交通安全施設整備)	一般県道藤	一関市藤沢町保呂羽	歩道設置L=1,500m	272,981	H23	R1	H22	-	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。

大規模事業事後評価実施計画 (案)

事後評価実施年度	事業の種類	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費(千円)	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考
R 3	都市計画事業	広域公園整備事業	盛岡市 雫石町	御所湖広域公園	公園広場等 311.6ha	10,941,000	S55	H27	-	H25	盛岡地方生活圏におけるレクリエーション需要に応えるとともに、自然的・歴史的環境や住民の生活環境の保全機能、防災機能を果たし、地域振興を図る
R 4	道路事業(道路建設)	地域連携道道路整備事業(ネットワーク形成型)	一般国道106号	宮古西道路	道路改築 L=3,400m	21,700,000	H15	H30	H14	H29	宮古西道路は宮古市内の交通混雑の緩和、事前通行規制区間を回避するとともに、三陸沿岸地域の高速交通体系の形成を目的とするもの
R 5	【施設整備】	岩手県立盛岡となん支援学校整備事業		矢巾町	校舎棟：7,500.00㎡ 寄宿舎棟：1,735.00㎡	3,835,000	H27	H29	H26	-	盛岡となん支援学校は、県内唯一の肢体不自由の児童生徒を対象とした特別支援学校であり、県内における当該児童生徒への教育や自立支援の拠点としての役割を果たすとともに、県立教育センターと一体的に整備することにより、医療・福祉・教育の連携体制を構築し、安全・安心な教育環境を整備する
	【施設整備】	岩手県立教育センター整備事業		矢巾町	延床面積 12,643.31㎡ 障がい児支援棟 10,076.36㎡ 障がい者支援棟 2,566.95㎡	7,202,809	H27	H29	H26	-	本県の障がい児教育拠点・社会リハビリテーション拠点としての役割を果たし、医療・福祉・教育が一体となったサービスを提供するとともに、県内の障がい児・者及びその家族に対して、福祉施設、医療機関等が連携して支援するための機能・体制を強化する

※参考

(R6予定)	【施設整備】	高森高原風力発電所		二戸郡一戸町	・定格出力： 25,300kW(2,300kW x 11基) ・売電電力量：約5,264万kWh/年(一般家庭約15,700世帯分) ・制御方式：出力変動緩和制御型風力	12,437,830	H25	H29	H24	-	岩手県が自ら率先して再生可能エネルギー導入の取組を進めることにより、県内の再生可能エネルギーによる電力自給率の向上や温室効果ガス削減に貢献し、更には、地域社会の発展や県民福祉の向上を図るため、地方公営企業として電気事業を運営してきた企業局の知見を活かした大規模風力発電事業を実施するもの
--------	--------	-----------	--	--------	---	------------	-----	-----	-----	---	---

公共事業事後評価実施計画策定の年次計画について（大規模公共事業分を含む）

	事後評価実施計画の計画年度																	
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
評価実施地区の選定状況	← 選定済み				/	← 選定済み										← 一部選定済み		
																← 今回の見直し・選定対象		

事業ごとの選定状況

事業名	選定の頻度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	今回見直し		今回選定	
																R3	R4	R5
道路事業（道路建設）	毎年度選定 (R2年度はR5年度分を選定)	■	大■	大■	/	大■		■		大■		■		大■		大■		
道路事業（道路環境）		■	■	■	/		■		■		■		■			■		■
農業農村整備事業		■	■	大■	/			大■	大■2	大■	大■	■	■	■	大■	■	■	■
河川事業	3年度ごとに選定 (3年分の候補地区の中から選定)	大■			/	大■		大■			■			■				
砂防事業				■	/			■			■						■	
海岸事業				大■	/	大■	大■											
港湾事業					/	大■■					■			大■				
都市計画事業		■			/		■						■			大■		
公営住宅建設事業			■		/		■		■							■		
林道事業				■	/		■						■				■	
治山事業		■			/		■		■						■			
水産基盤整備事業					/	■								■				
空港事業					/						大■							
下水道事業					/													
合計			6地区	4地区	6地区	/	6地区	7地区	5地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区	4地区程度

※道路事業については、2010年度まで「道路建設」「道路環境」をそれぞれ毎年度実施していたが、震災対応等を考慮し、2012年度から当面は交互に実施することとしているもの。

※選定にあたっては、大規模事業を優先することとし、大規模事業事後評価を実施する事業については、原則、同年度内に同種の公共事業の事後評価を実施しないこととする（大規模事業と公共事業の地区をプロジェクト構成事業としてまとめて事後評価する場合を除く）。

大規模施設及び公共事業事後評価候補地区一覧表（令和5年度分）

別紙4

農業農村整備事業

令和5年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	5 地区					農村建設課
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
	1	経営体育成基盤整備事業	天下田地区	花巻市	区画整理 30.2ha 暗渠排水 28.2ha	484,992	H24	H30	H23	-	意欲と能力のある経営体の育成に向け、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、区画整理や農業用排水施設、農道等の必要な基盤整備を行う。
◎	2	畑地帯総合整備事業	東奥中山地区	一戸町	畑かん施設 415ha 排水路 5,710m 農道 3,379m 環境保全施設 1式	2,189,254	H14	H30	H13	H27	地域の特性を活かした園芸産地の確立を図るため、畑地かんがい施設、農道や暗渠排水等を一体的に整備する。
	3	基幹農道整備事業	手代森地区	盛岡市	基幹農道 3,604m	1,846,190	H2	H30	-	-	農業地帯及び集出荷等施設を環状的に結ぶ基幹農道を整備し、農産物や農業用資材等の輸送体系を確立するとともに、市場への流通の迅速化を図り、農業経営の合理化と農村環境の改善に資する。
○	4	中山間地域総合整備事業	広田地区	陸前高田市	区画整理 26.5ha 暗渠排水 26.4ha	1,364,005	H21	H30	H20	-	快適で住み良い農村生活環境づくりに向け、農業生産条件が不利な中山間地域の活性化を図るため、農業生産基盤や農村生活環境基盤を総合的に整備する。
	5	農村地域防災減災事業	大堤地区	奥州市	ため池改修 1式	193,654	H24	H30	H23	-	農地・農業用施設等の災害を防止するため、老朽化したため池、取水施設又は幹線用排水路の補強や改修を行う。

対象地区として選定した理由

1 事業完了後概ね5年経過した地区（H30完了地区）から、上記選定方針に基づき候補地区を選定。
 ① ほ場整備事業（各年度2地区）：天下田地区（対象1地区のみ）② 農業水利事業（各年度1地区）：東奥中山地区
 ③ 農道事業（2年度1地区）：手代森地区 ④ 中山間事業（2年度1地区）：広田地区
 ⑤ 土地総事業（2年度1地区）：H30完了地区なし ⑥ 防災事業（2年度1地区）：大堤地区
 2 候補5地区のうち、再評価を実施している「畑地帯総合整備事業東奥中山地区」を第1候補とし、事前評価を実施しかつ事業費が大きい「中山間地域総合整備事業広田地区」を第2候補としたもの。

道路事業（道路環境）

令和5年度候補地区（一般公共事業）					対象地区数（全体）	4 地区					道路環境課
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	道路環境改善事業（交通安全施設整備）	一般県道 藤沢大籠線	一関市藤沢町 保呂羽	歩道設置L=1500m	272,981	H23	R1	H22	-	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。
○	2	道路環境改善事業（交通安全施設整備）	主要地方道 岩泉平井賀普代線	田野畑村切牛	歩道設置L=1000m	175,184	H26	R1	H25	-	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。
	3	道路環境改善事業（交通安全施設整備）	一般県道 日詰停車場線	紫波町日詰	歩道設置L=300m	97,530	H28	R1	H27	-	通学中の児童等の安全を確保するため、通学路指定箇所の歩道整備を行ったもの。

対象地区として選定した理由

通学路の安全確保を図った事業であり、完成後の整備効果及び住民意見を把握したい地区の内、事業費が大きい地区を選定。

大規模施設整備事業

令和5年度候補地区（大規模施設整備事業）					対象地区数（全体）	1 地区					障がい保健福祉課
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	岩手県立療育センター整備事業	-	矢巾町	延床面積 12,643.31㎡ 〔障がい児支援棟 10,076.36㎡〕 〔障がい者支援棟 2,566.95㎡〕	7,202,809	H27	H29	H26	-	本県の障がい児療育拠点・社会リハビリテーション拠点としての役割を果たし、医療・福祉・教育が一体となったサービスを提供するとともに、県内の障がい児・者及びその家族に対して、福祉施設、医療機関等が連携して支援するための機能・体制を強化する。

令和5年度候補地区（大規模施設整備事業）					対象地区数（全体）	1 地区					教育委員会教育企画室
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	岩手県立盛岡となん支援学校整備事業	-	矢巾町	校舎棟：7,500.00㎡ 寄宿舎棟：1,735.00㎡	3,835,000	H27	H29	H26	-	盛岡となん支援学校は、県内唯一の肢体不自由の児童生徒を対象とした特別支援学校であり、県内における当該児童生徒への教育や自立支援の拠点としての役割を果たすと同時に、県立療育センターと一体的に整備することにより、医療・福祉・教育の連携体制を構築し、安全・安心な教育環境を整備する。

令和5年度候補地区（大規模施設整備事業）					対象地区数（全体）	1 地区					企業局業務課
対象地区の案	No.	事業名	路線名等	箇所名	主な事業内容	総事業費（千円）	着手年度	完了年度	事前評価年度	再評価年度	備考 〔県の重点施策との関連、事業目的など〕
◎	1	高森高原風力発電所	-	二戸郡一戸町	・定格出力：25,300kW（2,300kW×11基） ・発電電力量：約5,264kWh/年（一般家庭約15,700世帯分） ・制御方式：出力変動緩和制御型風力	12,437,830	H25	H29	H24	-	岩手県が自ら率先して再生可能エネルギー導入の取組を進めることにより、県内の再生可能エネルギーによる電力自給率の向上や温室効果ガス削減に貢献し、更には、地域社会の発展や県民福祉の向上を図るため、地方公営企業として電気事業を運営してきた企業局の知見を活かした大規模風力発電事業を実施する。

◎：第1候補 ○：第2候補

審議結果報告(案)

令和2年 月 日

岩手県政策評価委員会
委員長 加藤 徹 様

岩手県大規模事業評価専門委員会
専門委員長 加藤 徹

大規模事業評価に係る答申について

令和2年7月16日付けで諮問の通知のありました大規模公共事業の再評価について、令和2年〇月〇日開催の第〇回大規模事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、次のとおり決定しましたので報告します。

記

- 1 地域連携道路整備事業（地域密着型）一般県道大ケ生徳田線 徳田橋
（盛岡市、矢巾町）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 2 木賊川広域河川改修事業（盛岡市、滝沢市）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）
- 3 北上川（上流）広域河川改修事業（岩手町）
【審議結果】
「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当ではない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
(1)・・・すること。
(2)・・・すること。
など